

第3期

小谷村 子ども・子育て支援事業計画

(令和7年度～令和11年度)



— 目 次 —

第 1 章	計画策定にあたって	
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	他の計画との関係	3
4	計画の期間	3
5	村民意見の反映	3
第 2 章	小谷村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題	
1	人口・少子化の動向	4
2	母子保健の状況	6
3	保育・教育・支援等の状況	10
4	ニーズ調査の結果概要	14
5	考察	28
第 3 章	計画の基本理念と目標	
1	計画の基本理念	31
2	計画の基本目標	31
3	計画の体系	33
第 4 章	子ども・子育て支援事業計画	
1	教育・保育提供区域の設定	34
2	各年度における教育・保育の量の見込み及び 提供体制の確保内容・実施時期	34
3	地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び 提供体制の確保内容・実施時期	35
4	教育・保育等の円滑な利用及び 質の向上に係る取り組み	38
5	次世代育成支援に関する施策	39
第 5 章	計画の推進体制	
1	関係機関等との連携	62
2	計画の進行管理及び計画の点検・評価	62

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、急速な少子・高齢化の進行によって、人口の構造にひずみが発生し、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、物価の高騰など、地域社会の活力を低下させる大きな要因となっています。

また、こどもや家庭を取り巻く環境は、共働き家庭の増加、核家族化の進行、地域におけるコミュニティの希薄化が進み、児童虐待や、こどもの貧困の連鎖といった様々な課題への対応が求められています。

進行する少子化に対応するために、国では、様々な取り組みが進められています。

「子どもの最善の利益」を実現する社会をめざすことを前提に、平成24年8月に「子ども・子育て支援新制度」を制定し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進してきました。

平成29年6月に「子育て安心プラン」、平成30年9月には「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、待機児童解消や女性就業率80%に向けた保育のさらなる量的拡充、放課後児童クラブの量的拡充を図ることとされています。さらに、令和元年10月より、3～5歳児までのすべてのこども及び0～2歳までの住民税非課税世帯のこどもについて、保育料無償化がスタートしました。

また、こども未来戦略の「加速化プラン」から子ども・子育て支援法の一部改正が令和6年10月より施行されました。

厚生労働省が発表した「国民生活基礎調査」の結果によると、令和3年度の日本のこどもの貧困率は11.5%と前回（平成30年）の13.5%と比べると減少したものの、依然としてこどものおよそ9人に1人が貧困状態にあるという厳しい状態が続いています。

平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下、法）が施行され、同年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

令和元年6月には法改正され、その目的に児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの将来だけでなく、現在の生活等に向けてもこどもの貧困対策を総合的に推進することが明記され、同年11月に、新たな「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

我が国は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、予防接種法（昭和23年法律第68号）、母子保健法（昭和40年法律第141号）等の関係法令に基づき各種政策の推進、周産期医療や小児医療の提供を実現するに至りました。

しかしながら、我が国における急速な少子化の進展、成育過程にある者及

びその保護者並びに妊産婦を取り巻く環境の変化やその需要の変化等により、母子保健に関する成育医療等は様々な課題を抱えています。

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成 30 年法律第 104 号。以下「成育基本法」という。）は、平成 30 年 12 月に成立し、令和元年 12 月に施行されました。

また、令和 4 年 6 月には「こども基本法」が制定され、令和 5 年 4 月には「こども家庭庁」が設置され、12 月にはこども基本法第 9 条に基づく「こども大綱」が閣議決定されました。常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を社会のまんやかに据えていく「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。特に「こどもの誕生前から幼児期まで」は人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期と言えます。

政府の取組を推進するための羅針盤として「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（略：育ちのビジョン）が定められました。今後はこども家庭庁が推進役となり、自治体、教育機関、保健医療機関等が連携して、①こどもの権利と尊厳を守る ②「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める ③「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える ④保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする ⑤こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す といった育ちのビジョンの 5 つの柱を進めていくこととなります。

市町村においても、こども計画を始めこれまで以上に効果的なこども政策の取り組みを進めていくことが求められます。

2 計画の位置づけ

これまで村が取り組んできた次世代育成支援計画は子ども・子育てに関する事項を取りまとめたものでした。一方、この計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条第 1 項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、区域ごとの今後の教育・保育サービスの利用量を策定する計画です。

本計画は第 3 期となり、子ども・子育て支援法に基づく計画のみならず、その他のこどもに関する計画（こどもの貧困対策に関する計画、母子保健分野に関する成育医療等基本方針に基づく計画）を含み、既存の計画との整合性を図り、小谷村における包括的な子ども・子育て支援施策として取り組みを推進していきます。

3 他の計画との関係

この計画は、村づくりの基本となる「小谷村第6次総合計画（前期計画）」を上位計画とし、関係する法令に基づく計画として策定するものです。「小谷村第6次総合計画」に掲げる「豊かな自然 力をあわせ 元気に暮らす 小谷村」を目指し、その他関連計画との整合を図って策定します。

また、今後策定される「小谷村の総合計画」との整合を図る必要がある場合は、計画期間中であっても再検討する場合があります。

4 計画の期間

この計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

5 村民意見の反映

子育て支援等に係るニーズ把握のため、令和5年度に子育て世代の方とそのこどもを対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた意向等は、新たな計画、目標事業等の設定を行うための基礎資料として活用しました。

第2章

小谷村の子どもと子育て家庭を取り巻く現状と課題

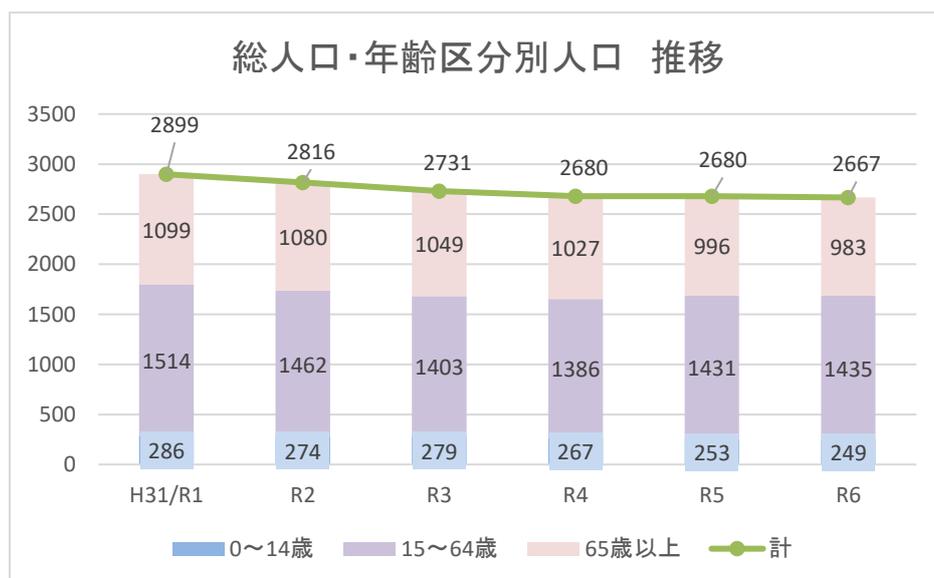
小谷村の人口は、総人口、出生数共に減少傾向にあり、将来人口統計も減少する見込みとなっています。人口比率を見ると、将来を担う15歳未満の年少人口比率は微減、生産人口と呼ばれる15～64歳の比率は微増、一方で高齢者比率は減少しています。近年は、移住施策や子育て世帯への支援策の充実により、転入者が見られるようになり、以前に比べると15歳未満の減少率は鈍化し、生産人口比率は増えていると考えられます。

1. 人口・少子化の動向

(1) 人口の推移

① 総人口 及び 年齢3区分別人口比率の推移

年度		H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
人数（人）		2,945	2,899	2,816	2,731	2,680	2,680	2,667
年齢3 区分別 人口比 率（％）	0～14歳	9.85	9.87	9.73	10.22	9.96	9.44	9.34
	15歳～64歳	52.09	52.22	51.92	51.37	51.72	53.40	53.80
	65歳以上	38.06	37.91	38.35	38.41	38.32	37.16	36.86



資料：小谷村統計（各年4月1日現在）

② 将来の人口推計

将来の人口は減少傾向にあります。(単位：人)

年度	R12	R17	R22	R27	R32	R37	R42
人数	2,337	2,182	2,048	1,942	1,862	1,788	1,722

資料：小谷村第6次総合計画

(2) 出生の動向

① 出生数の動向

出生数は年々減少傾向にあります。平均して年10人から15人の出生となっています。(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
出生数	15	17	15	11	12

資料：こども家庭センター調べ

② 合計特殊出生率^{*}の推移

小谷村の合計特殊出生率はR3年度までは微増、R4年度は減少しましたが、R5年度には微増に転じています。(単位：人)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
小谷村	1.61	1.72	1.77	1.20	1.38
(参考：県)	1.57	1.46	1.44	1.43	1.34
(参考：国)	1.36	1.33	1.30	1.26	1.20

資料：小谷村統計（各年10月1日時点）・統計ステーションながの・厚生労働省

※合計特殊出生率 15歳から49歳までの女性の年齢別（年齢階級別）出生率を合計したもので、1人の女性が一生に産むこどもの平均数を示す。人口動態の出生の動向をみるときの重要な指標となっている。小谷村は5歳ごとの平均を算出、合計したもの。

2. 母子保健の状況

(1) 妊娠期の状況

① 妊娠11週以内での妊娠届出数と割合

妊娠届提出数の内、ほとんどが妊娠11週以内に提出されています。(単位:件)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
妊娠届出数	18	15	14	13	14
11週以内の提出	18	13	13	13	12
割合	100.0%	86.7%	92.9%	100.0%	85.7%

② 妊娠中の妊婦とパートナーの喫煙者数と割合

妊婦の喫煙はR1～R5の間で1件でした。パートナーの喫煙はほぼ横ばいで経過しています。

年度		R1	R2	R3	R4	R5
妊娠届出数		18	15	14	13	14
妊婦	喫煙者数	0	0	0	0	1
	割合	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7.1%
パート ナー	喫煙者数	3	6	3	3	4
	割合	16.7%	40.0%	21.4%	23.1%	28.6%

③ 妊婦の歯科検診受診者数と割合

妊婦歯科検診の受診率は低下してきています。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
妊娠届出数	18	15	14	13	14
歯科検診受診者	17	15	14	6	6
割合	94.4%	100.0%	100.0%	46.2%	42.9%

(2) 出産～産後の状況

①里帰り出産の件数と割合

毎年3～4名程が里帰りで出産されています。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
妊娠届出数	15	17	15	11	12
里帰り出産	3	4	2	4	3
割合	20.0%	23.5%	13.3%	36.4%	25.0%

②低出生体重児数と割合

低出生体重児は2500g以下で生まれた児のことを指します。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
出生届出数	15	17	15	11	12
2500g未満	2	1	0	0	2
割合	13.3%	5.9%	0.0%	0.0%	16.7%

③産後1か月時点での産後うつハイリスク者の件数と割合

新生児訪問時や産婦健診時にエジンバラ産後うつ病自己評価表（以下EPDS）を用いて産後うつ病のリスクを評価しています。高得点の場合、継続してフォローしています。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
出生届出数	15	17	15	11	12
EPDS9点以上	0	0	0	1	0
割合	0.0%	0.0%	0.0%	9.1%	0.0%

※EPDSは、産後うつ病をスクリーニングするためのスケールであり、日本国内では、産後4週目において合計点が9点以上の場合、産後うつ病の可能性が高いとされている。

④産後ケア事業の利用者数と割合

R1～R5は2年に1件ほどの利用率でした。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
出生届出数	15	17	15	11	12
産後ケア利用数	0	1	0	1	0
割合	0.0%	5.9%	0.0%	9.1%	0.0%

(3) 乳幼児期のこどもと保護者の状況

①保護者がこどもの仕上げ磨きをしている割合

こどもが自分で磨かず最初から保護者が磨いている家庭もありましたが、保護者が磨かずこどもだけの歯磨きで終了している家庭はありませんでした。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
仕上げ磨き	69.0%	100.0%	82.0%	87.5%	80.0%
保護者だけで磨く	31.0%	0.0%	18.0%	12.5%	20.0%

※こどものみしか磨いていない家庭は無し。

②ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間が確保できる保護者の割合

R3からR4にかけてはゆったりとした気分で過ごせる時間が確保できると答えた保護者は増加傾向にありましたが、R5は低下しています。

年度	R1	R2	R3	R4	R5
ある	70.0%	69.0%	74.0%	76.0%	72.5%
ない	13.0%	2.0%	11.0%	3.5%	7.5%
なんとも言えない	17.0%	24.0%	11.0%	17.0%	17.5%
無回答	0.0%	5.0%	4.0%	3.5%	2.5%

③育てにくさを感じたときに対処できる親の割合

1. 育てにくさを感じていますか。

(経年別)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
いつも感じる	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
時々感じる	20.0%	14.0%	22.0%	3.0%	20.0%
感じない	80.0%	86.0%	76.0%	97.0%	80.0%
無回答	0.0%	0.0%	2.0%	0.0%	0.0%

(月齢別)

年度	4～5か月	1歳6か月	3歳
いつも感じる	0.0%	0.0%	0.0%
時々感じる	6.0%	15.0%	28.0%
感じない	92.0%	85.0%	72.0%
無回答	2.0%	0.0%	0.0%

2. 育てにくさを感じた時に、相談先を知っているなど何らかの解決する方法を知っていますか。

(経年別)

年度	R1	R2	R3	R4	R5
はい	78.0%	67.0%	60.0%	100.0%	75.0%
いいえ	22.0%	33.0%	40.0%	0.0%	25.0%

(月齢別)

年度	4～5か月	1歳6か月	3歳
はい	50.0%	90.0%	65.0%
いいえ	50.0%	10.0%	35.0%

育てにくさを感じている保護者の割合は経年で見るとバラつきがありますが、月齢別に見ると育てにくさを時々感じている保護者の割合は、4～5か月の保護者は6%であるのに対して3歳の保護者は28%でした。また、育てにくさを感じた時の相談先を知らない保護者も一定数いました。

④乳幼児期にしつけのしすぎ等によらない子育てをしている

親の割合

年度	R1	R2	R3	R4	R5
割合	82.2%	83.3%	80.4%	89.7%	77.5%

家庭でしつけのしすぎ等があったかどうかの質問に対して、「該当なし」と回答した保護者は、R1～R4は80%以上で経過していましたが、R5は77.5%と低下しています。

⑤今後もこの地域で子育てをしていきたいと思う親の割合

年度	R1	R2	R3	R4	R5
そう思う	67.0%	55.0%	78.0%	52.0%	58.0%
どちらかといえばそう思う	24.0%	31.0%	7.0%	45.0%	40.0%
どちらかといえばそう思わない	7.0%	7.0%	7.0%	3.0%	2.0%
思わない	2.0%	5.0%	4.0%	0.0%	0.0%
無回答	0.0%	2.0%	4.0%	0.0%	0.0%

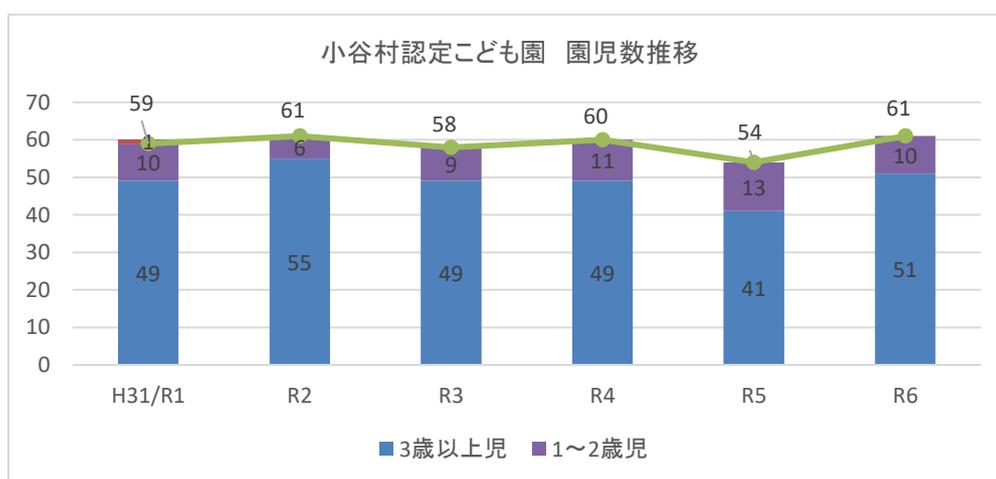
R1年度では「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した保護者は91%だったのに対して、R5年度では98%で増加していました。

3. 保育・教育・支援等の状況

(1) 村内保育施設の状況について

小谷村保育園は令和3年4月1日より「認定こども園」になり、親の就労に関係なく利用ができるようになりました。認定こども園は「幼保一元化」という政府の政策によってつくられた施設で、さまざまな保育ニーズに対応し、保育の受け入れ幅を広げることを目的としています。認定こども園では、「保育」と「教育」を同時に行います。現在、小谷村認定こども園の園児数は60人前後となっています。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
3歳以上児	49	55	49	49	41	51
1～2歳児	10	6	9	11	13	10



資料：小谷村認定こども園調べ

○小谷村認定こども園

施設名	定員	所在地
小谷村保育園 (認定こども園)	80名	小谷村大字千国乙 3433 番地
主な事業内容		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 満3歳以上児保育（満3歳児から5歳児までの保育） ・ 低年齢児保育（1歳の誕生日をむかえた翌月から、3歳未満児までの保育） 【保育時間】※認定区分によって利用できる保育時間が違います ・ 教育標準時間…（8:00～13:00） ・ 保育短時間 …（8:00～16:00） ・ 保育標準時間…（7:30～18:30） ・ 延長保育 …（7:30～8:00、16:00～18:30） ・ 土曜保育 …（8:00～17:00） ・ 一時保育 …（8:00～17:00） 		

○土曜保育事業

(単位:人)

年度	H31/R1	R2	R3	R4	R5
延べ利用人数 (開所日数)	25 (27日)	17 (13日)	24 (19日)	36 (21日)	71 (31日)

*1日の利用は平均1~3人で、利用のない時もあります。

(2)小谷村こども家庭センターについて

小谷村役場 保健センター内に開設しています。妊娠期から18歳までの切れ目ない支援を、全ての妊産婦・子育て世帯・こどもに向けて実施していきます。

○小谷村こども家庭センター

施設名	所在地
小谷村こども家庭センター	中小谷丙131番地(小谷村役場内)
主な事業内容	
<u>母子保健事業</u> ・乳幼児健診、育児相談、乳幼児訪問 ・予防接種事業 ・理学療法士個別相談 ・あそびの教室(2歳になったお子さんを対象に月1~2回で全5回) ・妊娠、出産支援事業 等 <u>乳幼児交流事業</u> ・ふれあい交流(にこにこ広場 ……月・木曜日 9:00~12:00) (乳児利用 ……………水曜日 9:00~12:00) (自由利用 ……月・水・木曜日 13:00~15:00) <u>児童福祉事業</u> ・要保護要支援児童対策協議会事務局 ・いのちの教室 ・5歳児相談、療育相談 ・ヤングケアラーや虐待に関する相談 その他、ファミリー・サポート・センター事業なども行っています。	

■ふれあい交流 延べ利用者数 ※()内は開所日数 (単位:人)

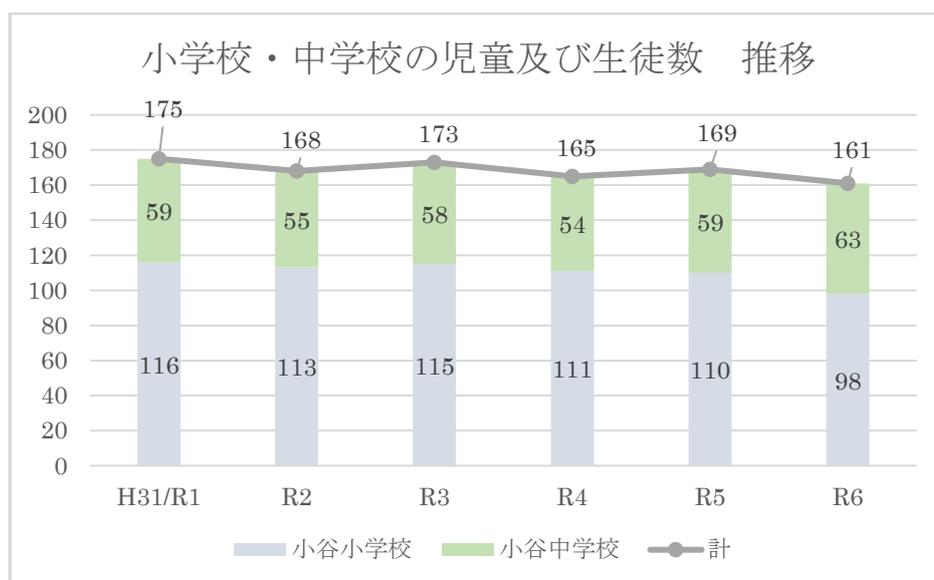
年度	R2	R3	R4	R5
にこにこ広場	473 (76日)	374 (70日)	535 (89日)	492 (89日)
乳児利用	—	84 (35日)	119 (46日)	131 (48日)
自由利用	6	18	28	24

(3) 小・中学校の状況

児童・生徒数は減少傾向にあります。

(単位：人)

	学年	H31/R1	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	1	12	18	19	17	24	12
	2	24	12	19	18	16	24
	3	22	24	11	19	17	17
	4	19	21	25	12	18	16
	5	21	18	22	24	11	18
	6	18	20	19	21	24	11
	計		116	113	115	111	110
中学校	1	23	15	20	19	21	23
	2	17	23	15	19	19	21
	3	19	17	23	16	19	19
	計		59	55	58	54	59



資料：学校基本調査（各年5月1日現在）

施設名	所在地
小谷小学校	小谷村大字千国乙3387-1
小谷中学校	小谷村大字千国乙3800-イ

(4) 放課後児童クラブについて

小谷小学校に開設しています。令和6年度から、誰もが利用しやすいように料金体系の見直しを行いました。

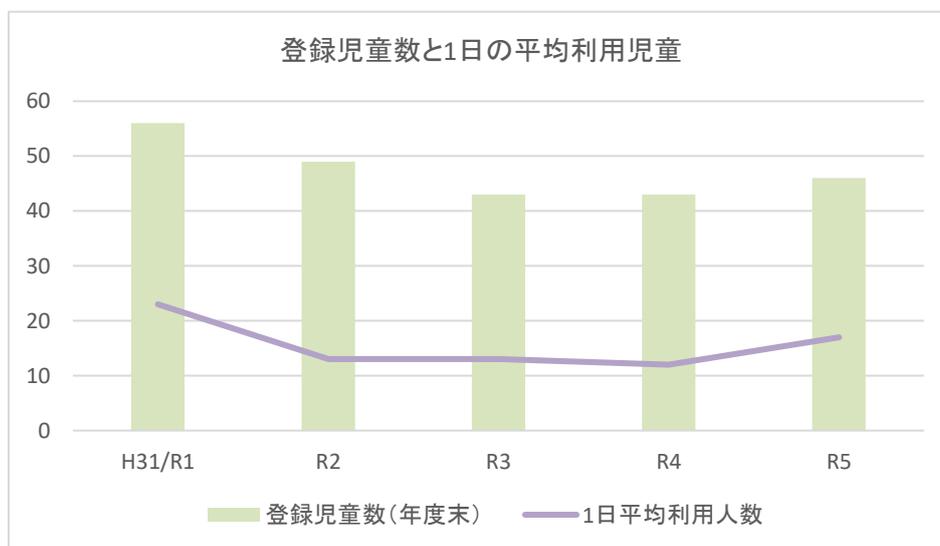
○がったクラブ（小谷村放課後児童クラブ）

施設名		所在地
がったクラブ（小谷村放課後児童クラブ）		小谷村大字千国乙 3387-1
主な事業内容		
保護者が就労等により家庭にいない小学生に対し、下校後の適切な遊びや生活の場を提供		
開所日・時間・利用料等		
開所日	平日・長期休業期間（夏・冬・春休み）および学校休業日	
開所時間	小学校の下校時間～18：00 （学校休業日は8：00～18：00）	
利用料等	登録料 2,000 円/年度 利用料 200 円/1 回 長期休業加算 150 円/1 回 延長利用料 50 円/30 分 ※開所前・閉所後の延長 30 分は事前申込により利用可能	

○利用状況

感染症の流行等により利用者数は一時減少しましたが、近年増加に転じています。

年度	H31/R1	R2	R3	R4	R5
登録児童数（年度末）	56	49	43	43	46
1日平均利用人数	23	13	13	12	17
開所日数（年間）	237	241	239	237	239
年間延べ利用人数	5,490	3,139	3,048	2,857	3,899



4. ニーズ調査の結果概要

今後の保育・教育・子育て支援の見込み量の把握と計画策定の資料とすべく、未就学児童および就学児童の保護者、就学児童にアンケートを実施し、現在の状況をまとめました。

(1) 調査の概要

①調査目的

子ども・子育て支援法に基づく新制度下における保育・教育・子育て支援の充実を図るにあたり、5年間の一期とする「小谷村子ども・子育て支援事業計画」を策定する基礎的な資料とするものです。

②調査項目

村民の保育・教育・子育て支援に関する「現在の利用状況」及び「今後の利用希望」について。

③調査対象者

令和6年1月現在、村内に在住する就学前児童および小学1年生から6年生までの児童の保護者（ただし、同じ世帯に2人以上の対象児童がいる場合は一番年上の児童としています。）

(2) アンケートの回収

①回収数および有効回収率

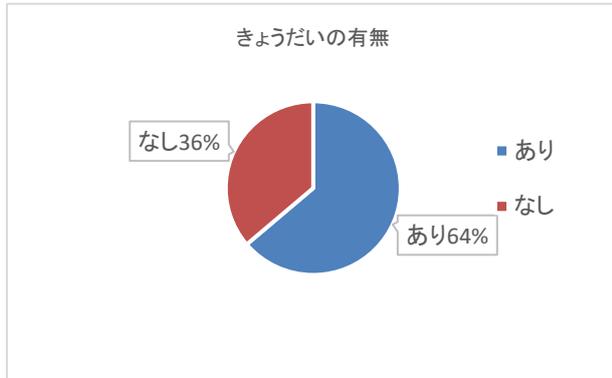
調査対象	発送数	有効回収数	有効回収率
就学前児童の保護者	67	41	61.2%
小学生の保護者	62	32	51.6%

②回答した対象児童の内訳

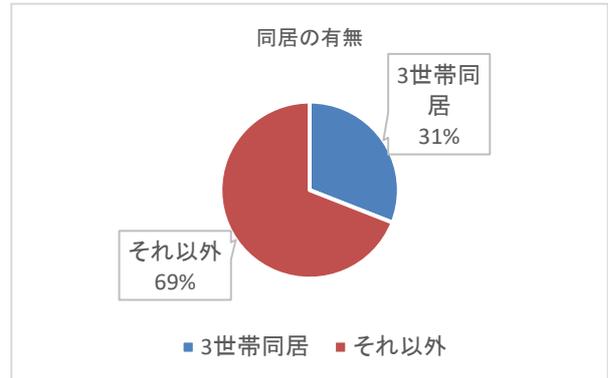
未就学児童	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	年少児	年中児	年長児	未回答
	5人	7人	5人	8人	7人	5人	2人	2人
小学生	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	-	-
	6人	5人	4人	6人	5人	6人	-	-

(3) 家庭や家族の状況

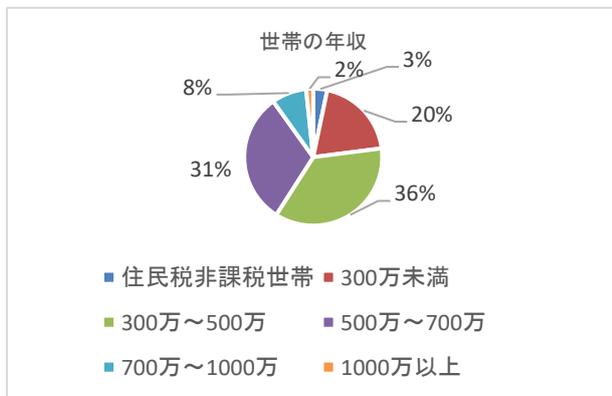
① きょうだいの有無



② 同居の状況



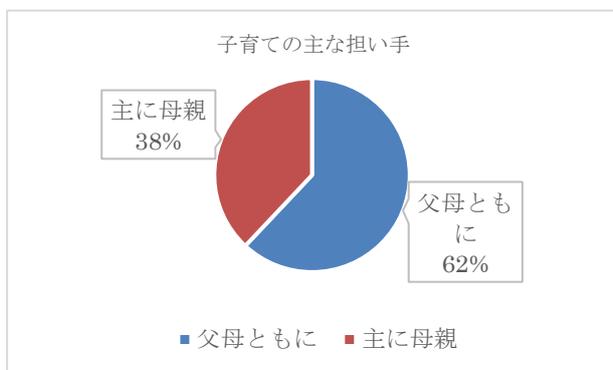
③ 世帯の年収



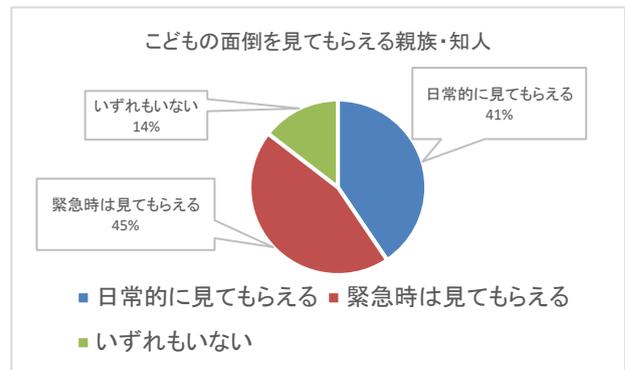
きょうだいの有無は「あり」64%で、同居の有無は「3世帯同居」が31%となっています。世帯年収については「300万～500万」が最も多く、36%となっています。

(4) 子育ての状況

① 主に子育てを行っている人



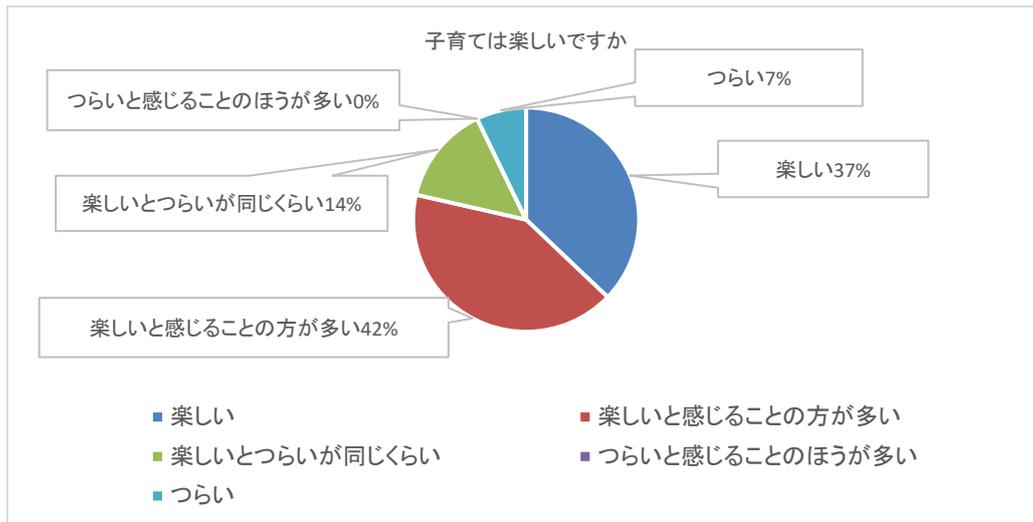
② こどもの面倒をみてもらえる親族や知人の有無



※②重複回答あり

家庭内での子育てへの参加状況（①）として、「父母ともに行っている」が62%（前回調査66.7%）、「主に母親が行っている」が38%（同30.9%）となっており、前回調査と比較し、家庭での子育てへの父親の参加が減少しています。また、家庭外で子どもを見てもらえるか（②）では、「日常的、若しくは緊急時に親族や知人等にみてもらえる」と回答した人が大半を占めますが、「いずれもない」の回答が1割以上あります。

③子育ての負担感

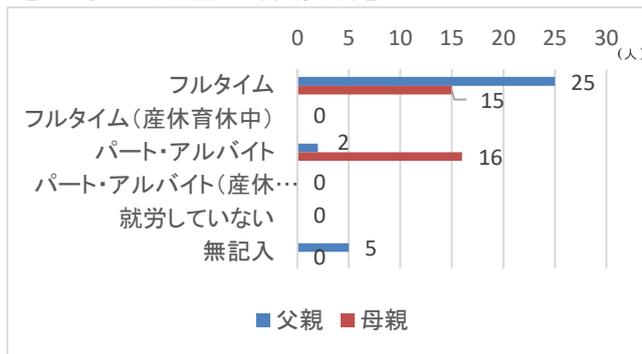


「楽しい」37%、「楽しいと感じることの方が多い」42%で全体の7割になっています。一方で3割近くの家庭で何らかのつらさがあり、子育てに負担を感じていることが明らかになりました。

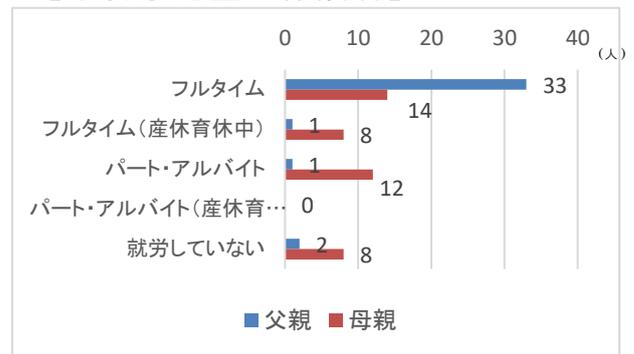
(5) 保護者の就労状況

①就労形態

【小学生児童の保護者】



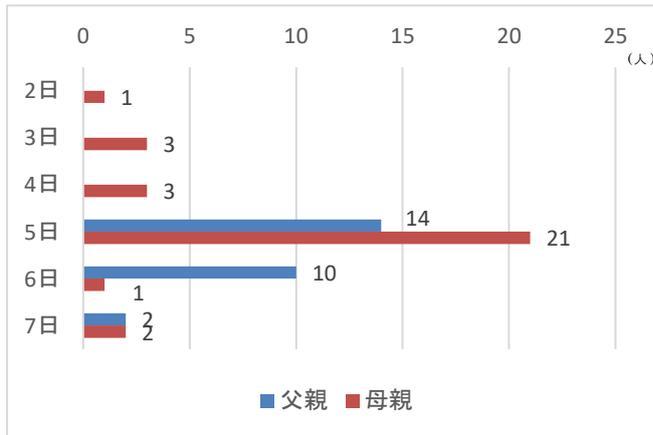
【未就学児童の保護者】



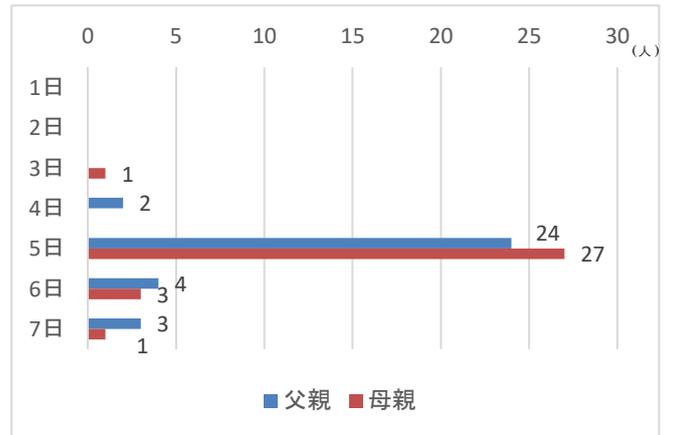
	父親	父親%	前回%(父親)	母親	母親%	前回%(母親)
フルタイム	58	84.1%	90.5	29	39.7%	19.0
フルタイム(産休育休中)	1	1.5%	0.0	8	11.0%	4.8
パート・アルバイト	3	4.3%	2.4	28	38.3%	42.9
パート・アルバイト(産休育休中)	0	0.0%	0.0	0	0.0%	0.0
就労していない	2	2.9%	0.0	8	11.0%	28.5
無記入	5	7.2%	7.1	0	0.0%	4.8
計	69	100.0%	100.0	73	100.0%	100.0

② 1 週あたりの就労日数

【小学生児童の保護者】

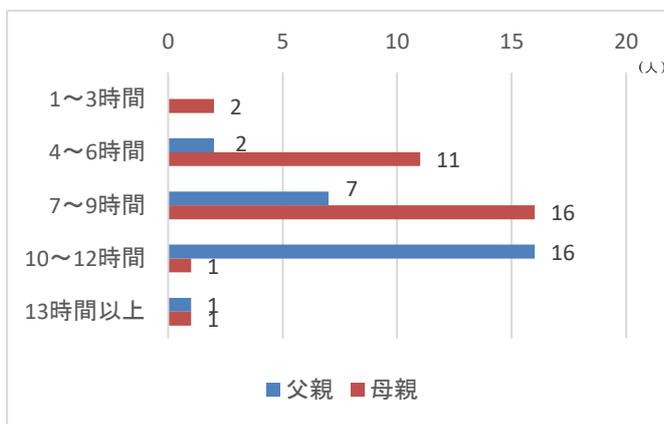


【未就学児童の保護者】

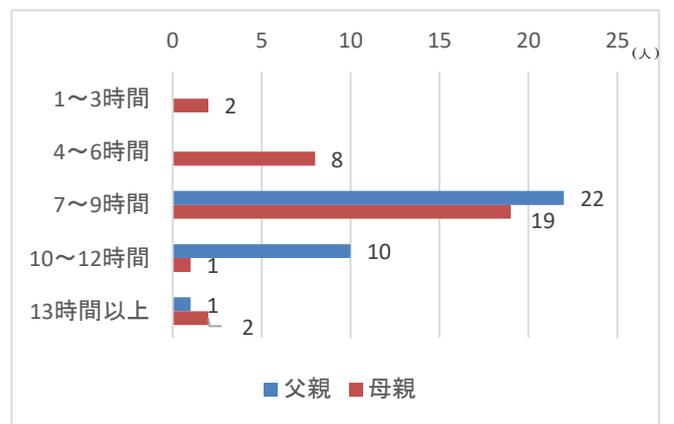


③ 1 日あたりの就労時間

【小学生児童の保護者】

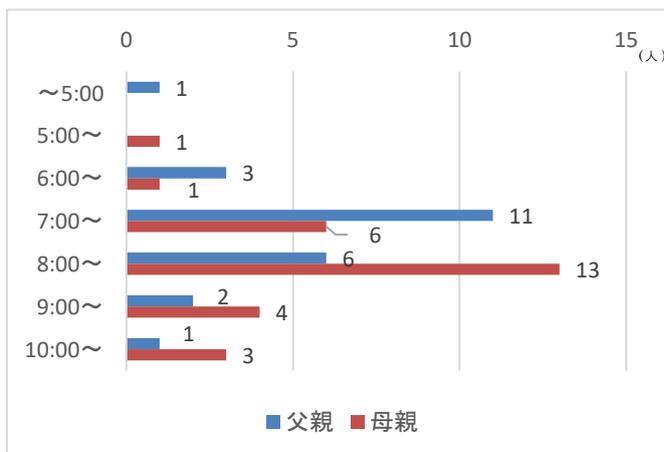


【未就学児童の保護者】

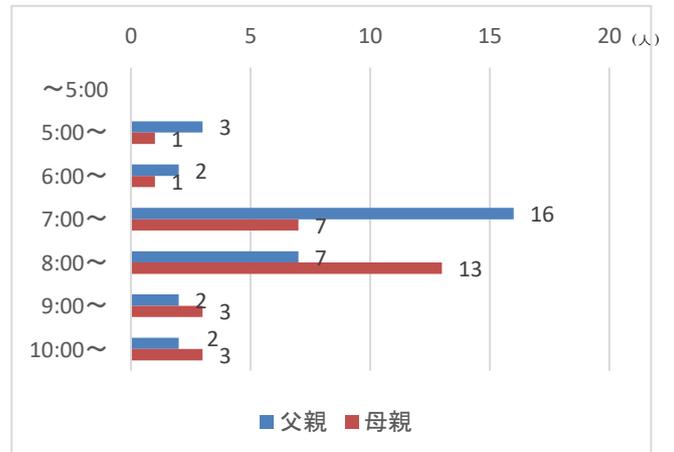


④ 保護者の出勤・帰宅時間

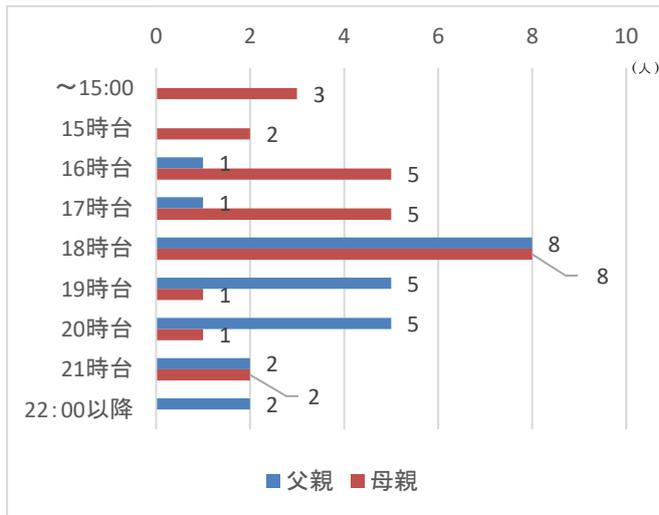
出勤時刻 【小学生児童の保護者】



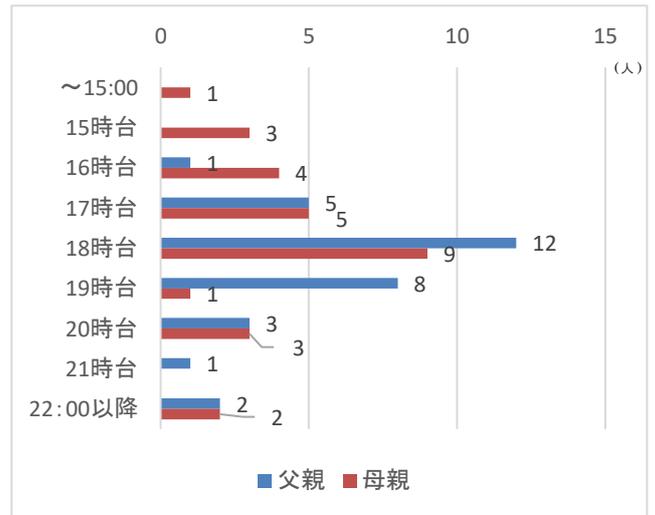
【未就学児童の保護者】



帰宅時間【小学生児童の保護者】



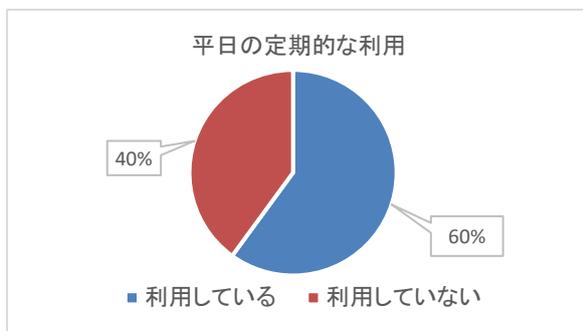
【未就学児童の保護者】



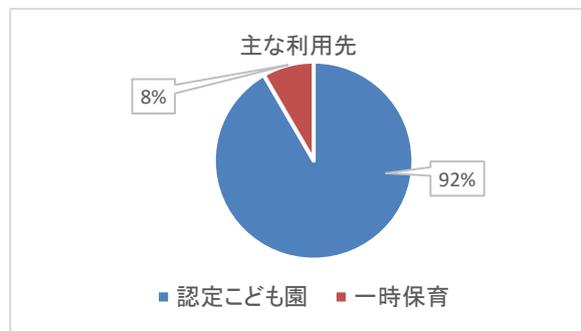
保護者の就労形態(①)を見ると、父親はフルタイム勤務が微減(90.5%→84.1%)となり、反対に母親のフルタイム勤務は大幅に増加しています。(19.0%→39.7%) 育休の取得も増加傾向です。また、今後の就労希望として、小学生児童保護者・未就学児童保護者ともに、「パートタイム勤務からフルタイム勤務への移行希望」が2割～3割ほど、「現在就労していないが今後就労の希望あり」の回答も5割以上にのぼります。

(6) 定期的な教育・保育事業の利用状況と希望

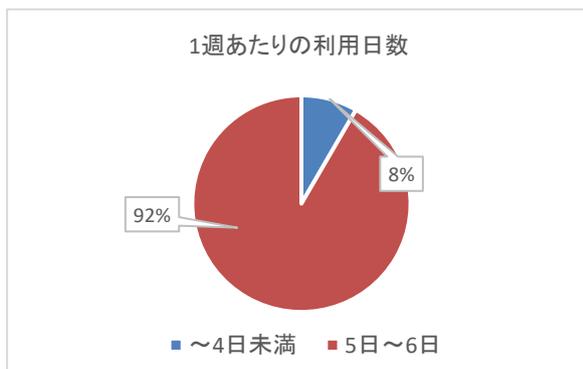
① 平日の利用状況



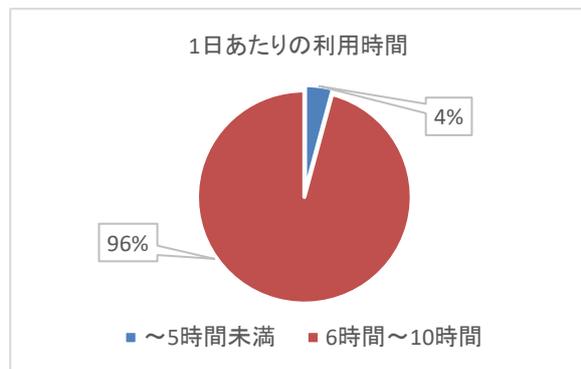
② 利用先



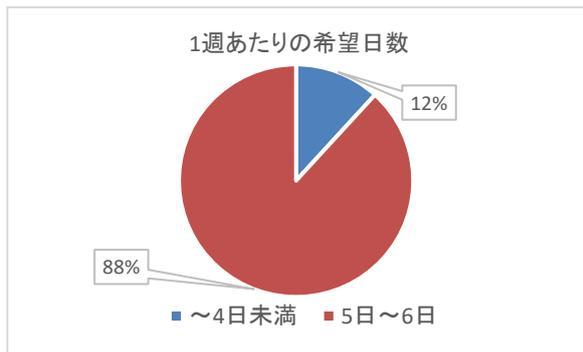
③ 利用日数



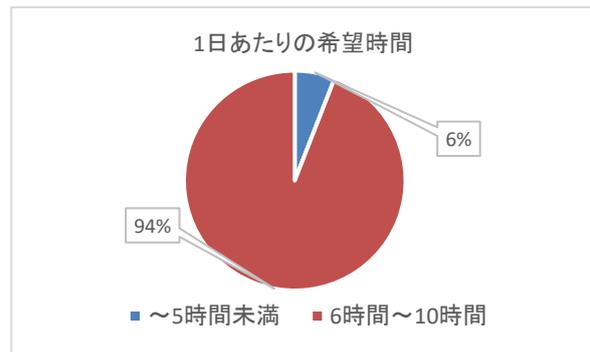
④ 利用時間



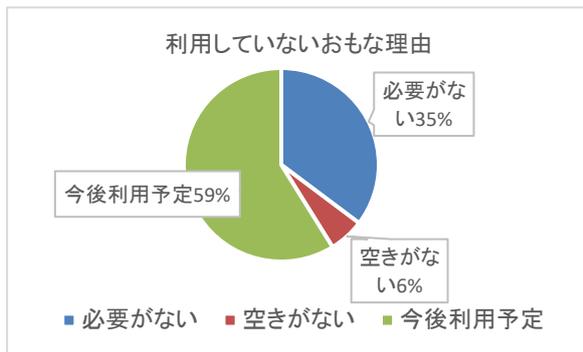
⑤ 希望日数



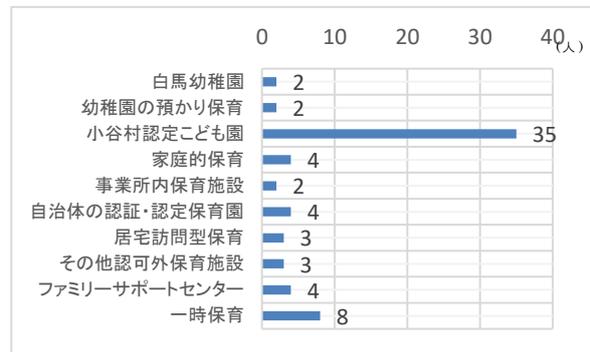
⑥ 希望時間



⑦ 利用していない理由



⑧ 今後利用を希望する事業

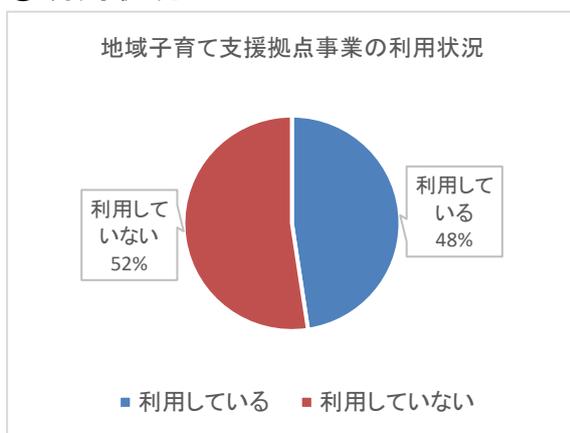


※回答者 40 名による重複回答

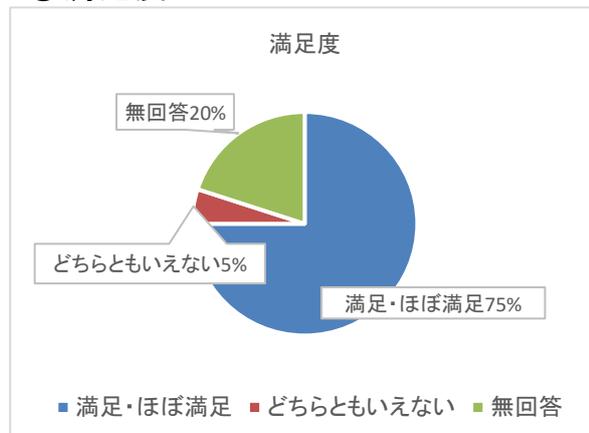
約 6 割の人が教育・保育事業を利用しており、利用している事業の内訳としては小谷村認定こども園が 9 割、一時保育は 1 割未満です。理由としては「こどもの教育や発達のため」が約 4 割、「就労しているため」が約 5 割以上です。

(7) 地域子育て支援拠点事業（ふれあい交流や支援センター等）について

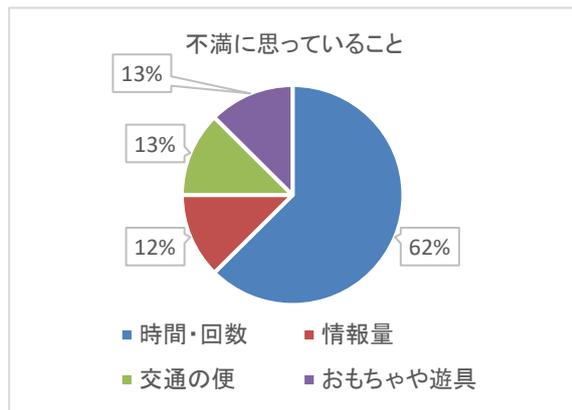
① 利用状況



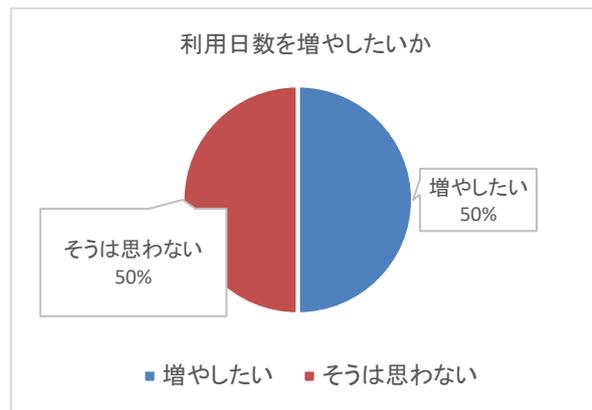
② 満足度



③ 不満に思っていること



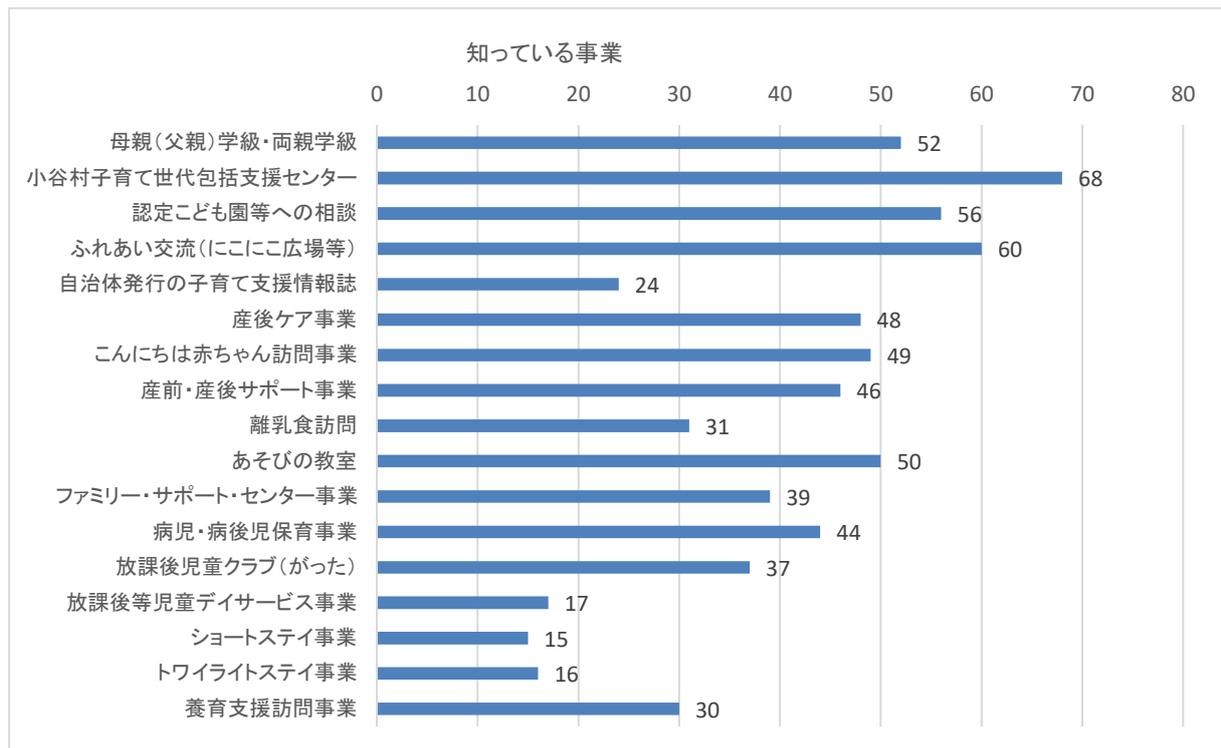
④ 利用日数について



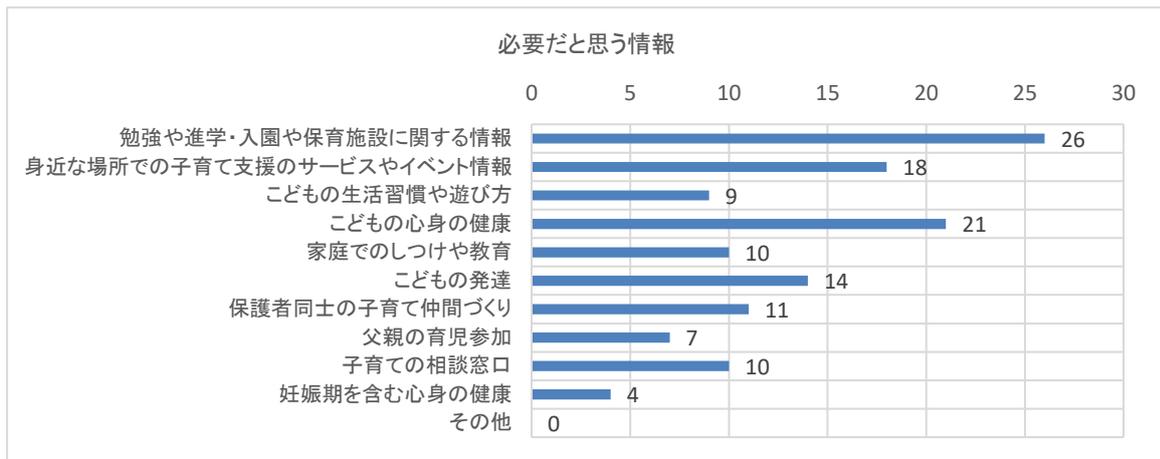
利用状況は「利用している」が48%で、「満足・ほぼ満足」が75%となっています。その一方で時間や回数に不満を感じている方が62%となっています。

利用日数については「増やしたい」「そうは思わない」が50%ずつでした。

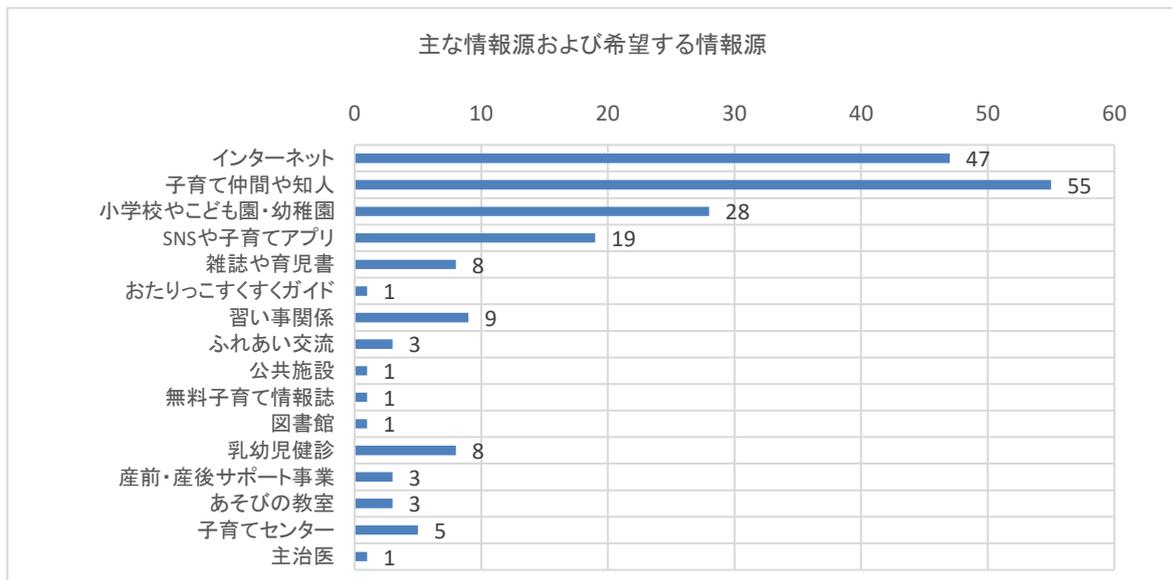
⑤ 事業の周知



⑥ 必要だと思う情報



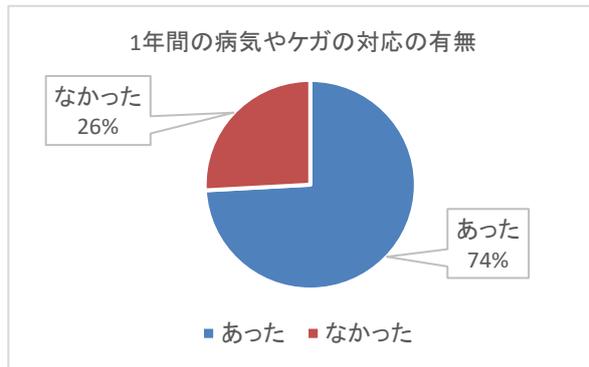
⑦ 主な情報源および希望する情報源



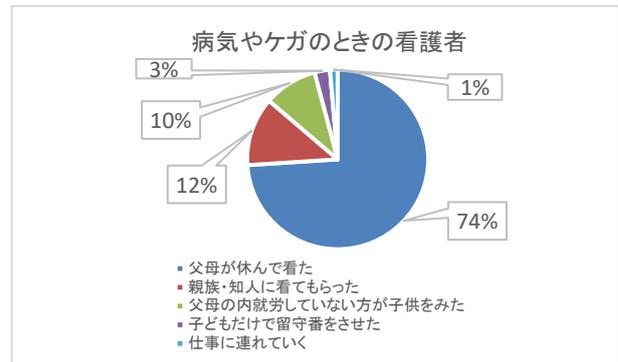
必要だと思う情報については「勉強や進学・入園の保育施設に関する情報」が多く、次いで「こどもの心身の健康」でした。主な情報源および希望する情報源では「子育て仲間や知人」が最も多く、次いで「インターネット」でした。

(8) 家庭での病気・けが等の対応、病児・病後児保育について

① 急病やけがの対応の有無



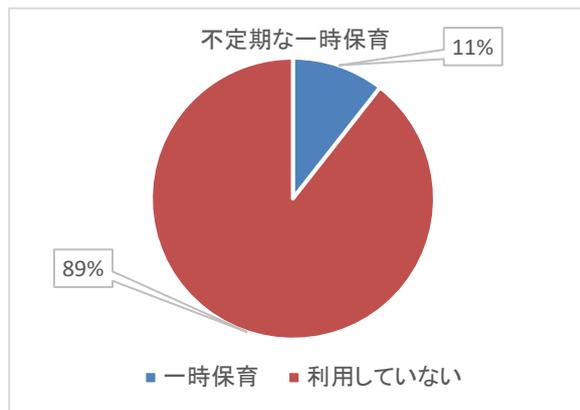
② 看護した人



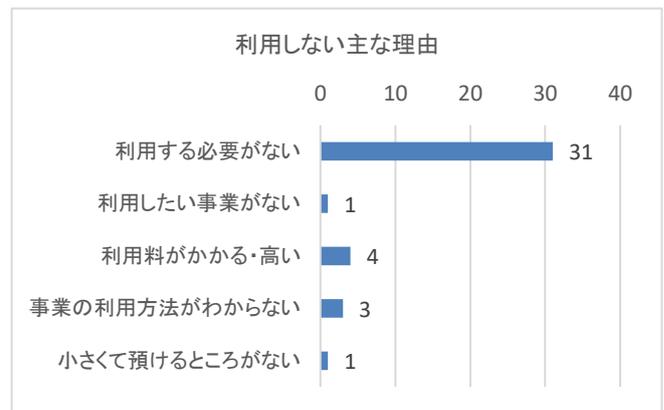
「こどものけがや病気の対応のため休んだことがある」が約7割、その際父母が「仕事を休んで見た」が約7割となっており、病児・病後児保育を利用した方はいませんでした。今後の病児保育等の利用希望に関するアンケートでも、「利用したい」と回答した方は少数でした。利用を希望しない理由は、「できれば親が看たい」が大半ですが、病児を他人に看ってもらうことに抵抗があるといった回答のほか、地域のそういった病児保育等の事業の利便性や利用料、質が不安との回答も見られました。

(9) 不定期の教育・保育事業、一時預かり等の利用

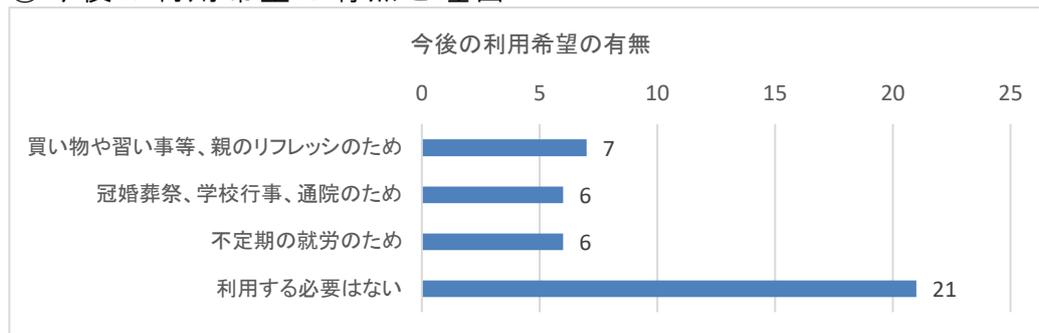
① 不定期に利用している事業



② 利用していない理由



③ 今後の利用希望の有無と理由

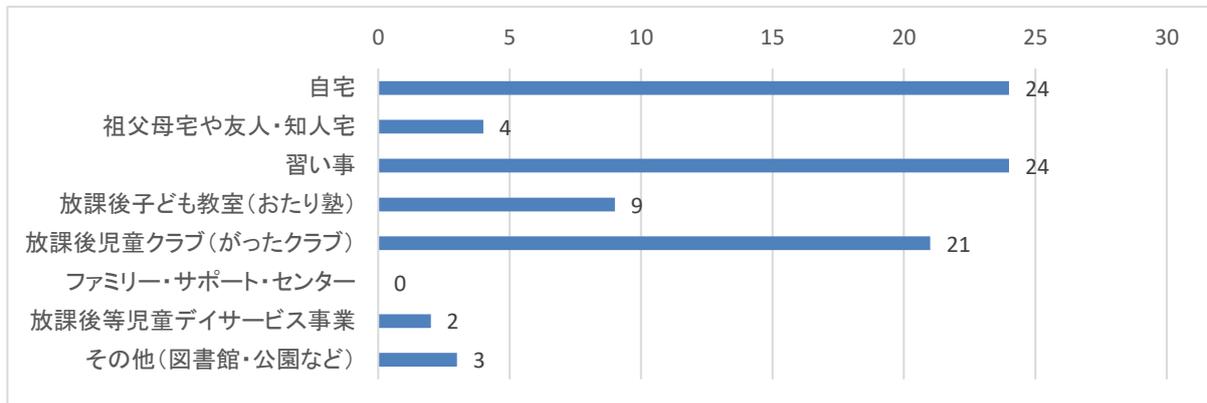


いずれの質問も「利用する必要はない」という回答が大半を占めました。一方、利用していない理由として、「利用料が高い」、「小さくて預けるところがない」という回答もみられました。

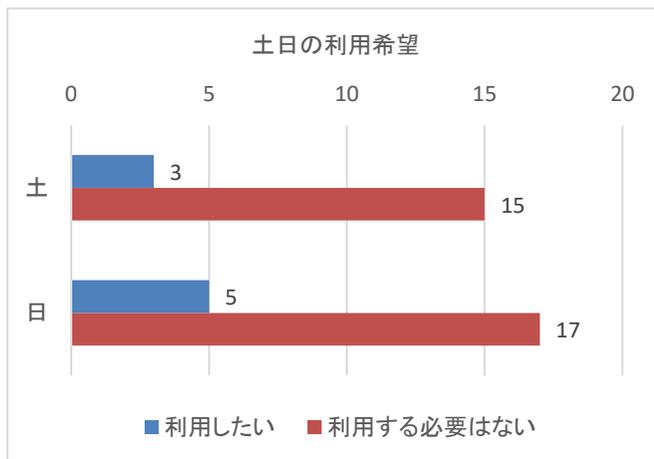
(10) 放課後の過ごし方

①放課後の過ごし方（希望・現状）

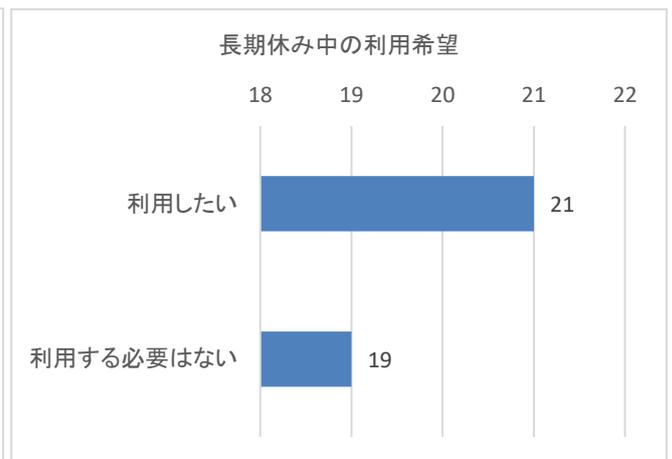
※回答者：年長保護者、小学生児童保護者



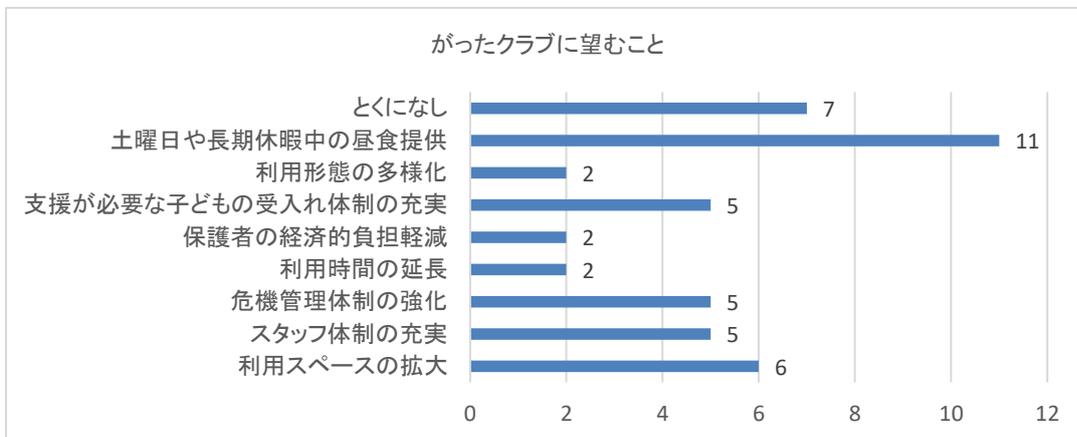
②放課後児童クラブの土日の利用



③放課後児童クラブの長期休み利用



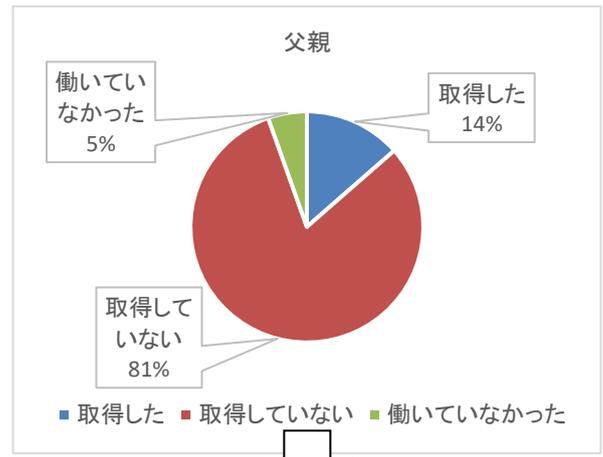
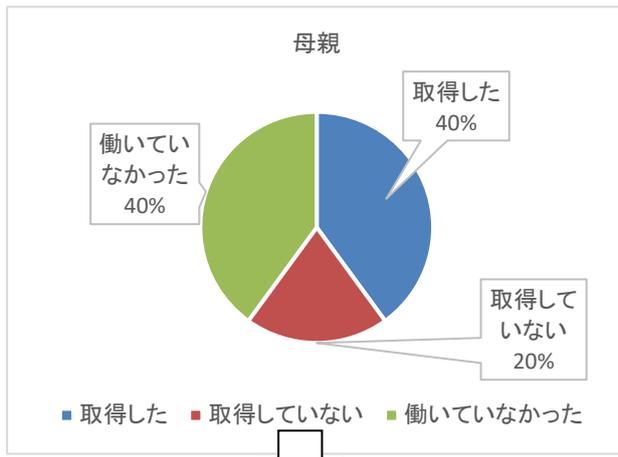
④放課後児童クラブに望むこと



放課後の過ごし方として「自宅」、「習い事」、「放課後児童クラブ」が多かったです。土日の利用について「利用する必要はない」が多い一方で、長期休みについては「利用したい」という回答が多くありました。

(11) 育児休暇について

① 育児休暇の取得状況



休暇を取得していない理由(母親)	回答者数
取得しづらい雰囲気	1
仕事に戻るのが難しそうだった	1
収入減で経済的に負担	1
退職した	2
育休制度がなかった	2
取得要件を満たさなかった	2
その他	2

取得していない理由(父親)	回答者数
取得しづらい雰囲気	6
仕事が忙しい	9
収入減で経済的に負担	9
保育園等に預けられた	1
配偶者が取得した	4
利用する必要がなかった	5
育休制度がなかった	3
取得できると知らなかった	1
その他	4

※父母ともに重複回答あり

② 育児休暇の実際の取得期間と希望

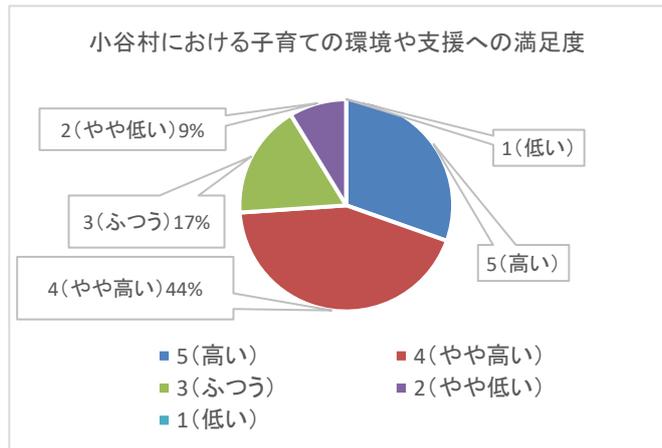
復帰の時期(母親)	実際	職場の規定に沿った希望	制限なしでの希望
0か月～1歳未満	3	0	0
1歳～1歳6か月未満	2	1	1
1歳6か月～2歳未満	3	1	1
2歳～2歳6か月未満	0	1	0
2歳6か月～3歳	2	2	1
3歳以上	0	2	6

復帰の時期(父親)	実際	職場の規定に沿った希望	制限なしでの希望
0か月～1歳未満	5	2	1
1歳～1歳6か月未満	0	3	2
1歳6か月～2歳未満	0	0	0
2歳～2歳6か月未満	0	0	0
2歳6か月～3歳	0	0	0
3歳以上	0	0	2

実際の復帰と希望が異なる理由としては、母親は「希望する認定こども園に入るために時期を調整した」・「職場の都合（異動や業務の節目に合わせて）」等があげられ、父親は「経済的な理由」や「職場の都合（人手不足）」等がありました。

（12）小谷村における子育ての環境や支援への満足度

満足度	回答者数	割合
5(高い)	7	30.4%
4(やや高い)	10	43.5%
3(ふつう)	4	17.4%
2(やや低い)	2	8.7%
1(低い)	0	0.0%
合計	23	100.0%



(13) こども家庭センター設置に対する意見・要望、または
その他自由記載の意見等（※アンケート実施時点）

【こども家庭センター設置に対して】

（抜粋）

- ・ こどもの急な預け先の整備
- ・ 産後ケアや一時保育のサービスの拡充
- ・ 必要な支援やサービスの把握や体制整備（定期的なアンケート等の実施）
- ・ ライフステージごとの支援・各機関の連携
- ・ ファミリーサポートの周知や利用のしやすさの整備
- ・ 助産師の継続的な配置
- ・ 子育て世帯の交流会や相談会の開催

【小学校児童保護者 意見】

（抜粋）

- ・ があったクラブの利用対象者のみなおし・拡充
- ・ 学校外でのこどもたちの居場所
（普段の放課後や、学校内でトラブルがあったとき等）
- ・ プログラミングを学べる場
- ・ 気軽に相談できる窓口
- ・ 大町市や長野市に高校寮がほしい。

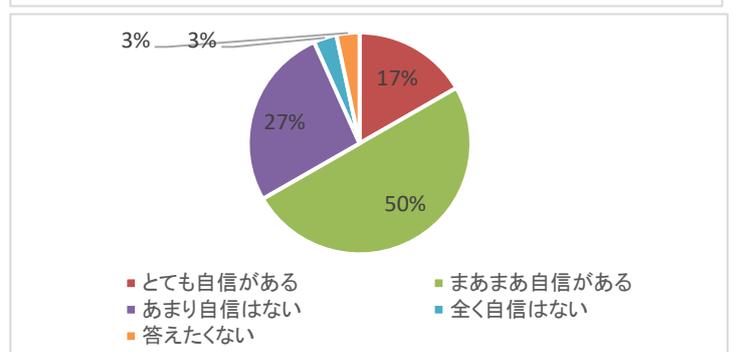
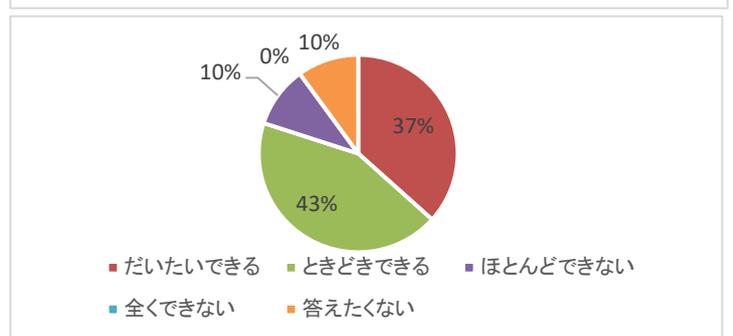
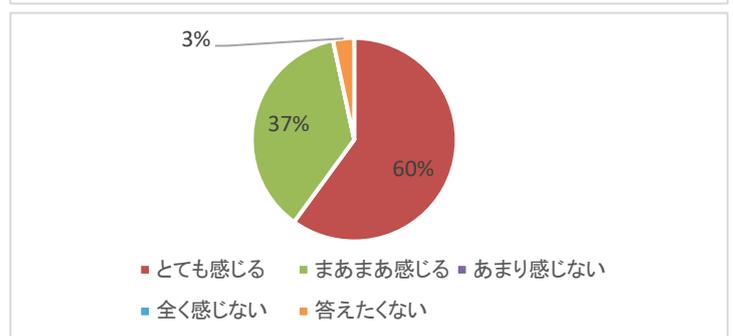
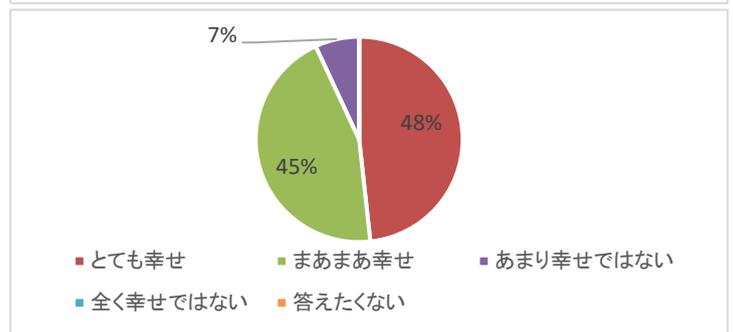
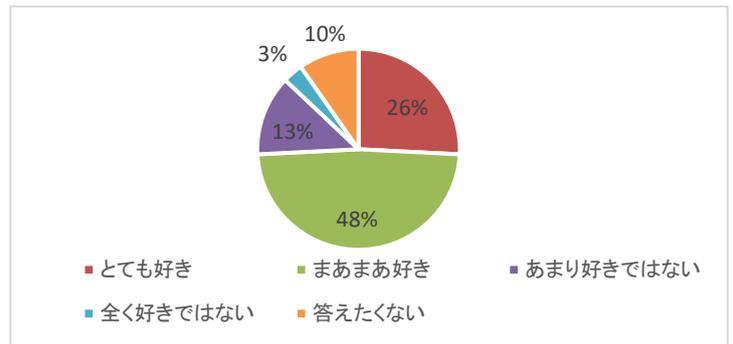
【保育園児以下児童保護者】

（抜粋）

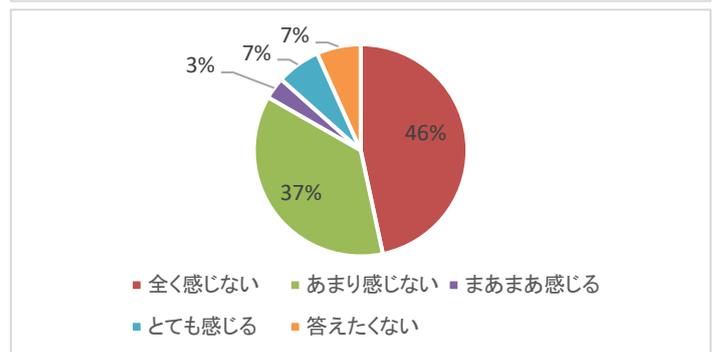
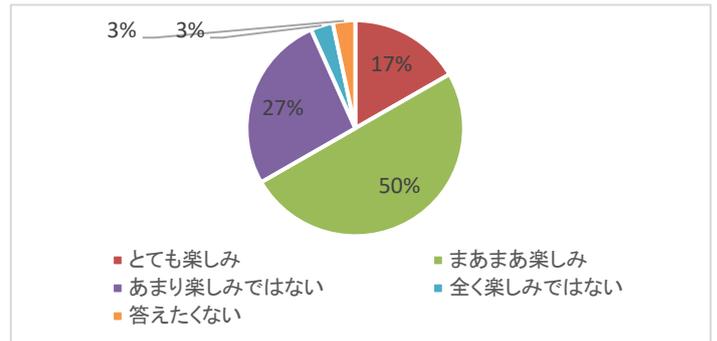
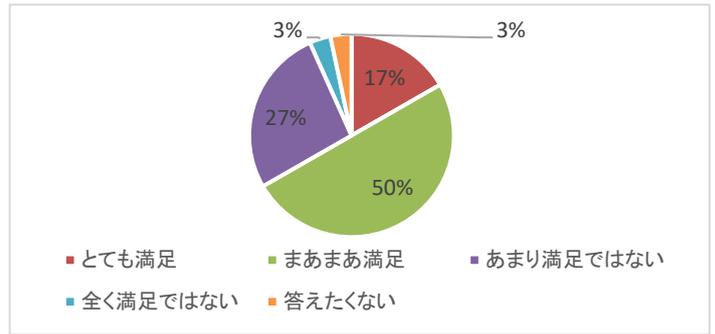
- ・ 冬に常時開放の室内での遊び場がほしい
- ・ 支援ルームの開放日や時間の拡充
- ・ 未満児保育の受入れ人数の拡充
（一時保育だと事業の実施場所が違うのできょうだいで利用するには不便）
- ・ 保育園の連絡システムのデジタル化
- ・ 安心・安全な通園・通学路（バス停までの道路も含めて）
- ・ 多子世帯のみの支援ではなく、一人一人をしっかりと支援（経済的に）

(14) 小学生児童アンケート

自分のことが好きですか	
とても好き	8
まあまあ好き	15
あまり好きではない	4
全く好きではない	1
答えたくない	3
あなたは幸せですか	
とても幸せ	14
まあまあ幸せ	13
あまり幸せではない	2
全く幸せではない	0
答えたくない	0
家族に愛されていると感じますか	
とても感じる	18
まあまあ感じる	11
あまり感じない	0
全く感じない	0
答えたくない	1
物事がうまくいかないときの適切な対応	
だいたいできる	11
ときどきできる	13
ほとんどできない	3
全くできない	0
答えたくない	3
大きな問題や悩みの解決	
とても自信がある	5
まあまあ自信がある	15
あまり自信はない	8
全く自信はない	1
答えたくない	1



今の生活の満足度	
とても満足	5
まあまあ満足	15
あまり満足ではない	8
全く満足ではない	1
答えたくない	1
将来が楽しみですか	
とても楽しみ	5
まあまあ楽しみ	15
あまり楽しみではない	8
全く楽しみではない	1
答えたくない	1
あなたの人生は退屈で面白くないと感じますか	
全く感じない	14
あまり感じない	11
まあまあ感じる	1
とても感じる	2
答えたくない	2



5. 考察

・令和6年度に小谷村こども家庭センターが設置されました。まだまだ知名度は低く、どこで何を行っているのか知られていません。こども家庭センターがこどもに関する相談窓口であることの周知徹底が必要です。様々な場面でこども家庭センターについて説明していきます。

・毎年3～4名程の方は里帰り出産をされています。小谷村は病院まで遠く、近くに頼れる親族がいない方は小谷村での出産に不安を感じる方もいるかと思えます。里帰り出産を検討されている方に対して、妊婦健診等は償還払いでの対応もできることや(ただし上限額あり)、通院費助成など村独自の補助もある事等の情報をお伝えし、皆さんが安心して妊娠や出産ができるよう支援していきます。また、出産後も里帰り先にしばらく滞在する場合は、希望時は里帰り先の市町村保健師に新生児訪問を依頼したりしながらフォローしていきます。

・喫煙している妊婦はほとんどいませんでしたが、パートナーの喫煙率はゼロにはならない現状があります。マタニティ教室等で妊娠中の喫煙が胎児や母体に悪影響を及ぼすことを妊婦と一緒に参加できたパートナーには説明していますが、受動喫煙のリスク等に関してパートナーにも指導できる機会を増やしていきたいと思います。

・妊婦歯科検診の補助券は妊娠届提出時に配布していますが、受診率は年々低下しています。妊娠期はホルモンバランスやつわりの影響などで口腔内のトラブルが起きやすいため、多くの妊婦に検診を受けてもらえるよう働きかけていきたいと思います。

・産後ケアの利用率は小谷村では2年に1件ほどで少ない結果でした。小谷村には助産師がいるため乳房トラブルや産後の相談などは村の助産師が対応できるので、産後ケアを利用するまでに至らないケースもあるかと思いますが、産後ケアのことを知らなかったり、金銭面で躊躇してしまったりする方もいるかもしれません。村でも利用料の補助があることも併せて周知し、母親がリフレッシュし心身の休息ができるよう支援していきます。

・こどもの育てにくさを感じている保護者は、月齢別にみると4～5か月児の保護者よりも3歳児の保護者の方が割合的には多い結果となりました。こどもが成長するにつれ自我が出てきたり自己主張ができるようになるため、年齢が上がるほど育てにくいと感じる親が多くなってくのではないかと考えられます。また、育てにくさを感じた時に相談先を知らないと回答した保護者もいました。悩みを抱えている保護者の不安やストレスが軽減できるよう、相談先としてこども家庭センターの周知をし、関係機関とも連携しながら必要なサポートができるよう支援していきたいと思います。

・この地域で子育てをしていきたいかという質問に対して、8割以上の保護者が「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答してくれました。今後も小谷村で子育てをしていきたいと思ってもらえるよう、こどもと保護者に寄り添い、サービスの充実を図っていきたいと思います。

・保護者の就労増加に伴い、保育の拡充に努めます。(こども家庭支援員の拡充等考えていく必要があります。)

・がったの昼食提供(土、長期休暇中)の希望が多く寄せられました。現状、アレルギー児の対応等を考えると実現は難しいと言わざるを得ません。今後もあらゆる方法を模索していきます。

・ファミリー・サポート・センターは令和6年4月より運営開始となりました。(以下、ファミサポ)ファミサポ協力会員の皆さんがどのような方々なのか、利用会員も今後利用しようか検討している方も知りたいという意見がありました。今後は、ファミサポ協力会員の紹介を年度初めにできたら良いかと思っています。(お便り等)

・小学生のアンケートでは、自己肯定感が高い児童が多くいました。少数で

すが自己肯定感が低い児童もいます。自己肯定感は自己の将来のために欠かせない、心の基礎となる部分です。当センターでは、自己肯定感の育みを妊娠期、それよりも前、全てのライフステージにおいてアプローチしていけるよう事業を計画していく予定です。結果は短期的ではなく、長期的となりますが、小谷っ子が生き生きと世界に羽ばたいていけるようサポートしていきます。

第3章 計画の基本理念と目標

1. 計画の基本理念

この計画の基本理念は、前計画の「小谷村次世代育成計画」の様々な施策を踏襲しつつも、新たな基本理念を定めました。

《基本理念》

親が元気で子ども元気、みんなが安心して暮らせる小谷村（案）

急速な少子化が進行する中で、家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化し、地域の結びつきの希薄さや、SNSの普及、核家族の増加、社会情勢の変化等の多様な要因により、子育て環境も悪化してきているように感じます。

明日を担う子ども達が、こころ豊かで健やかに育つことが我が国の将来の社会を発展させるための大きな原動力となります。そのためにも子ども達とその保護者を社会全体で支えていくことが求められます。周りの人々の温かいまなざしと支えの中で、子ども達が輝きながら成長し、世代を超えたすべての住民を結び、保護者も元気で安心して子育てができて暮らすことのできる村を目指します。

2. 計画の基本目標

(1) 健やかに生まれ育つことができる環境づくり

子宮に受精卵が着床した時点で、父親と母親、子どもの関係は始まります。妊娠期から家族と子どもの心身の健康が良い状態であることは、その子が誕生後の成長・発達において重要です。

村では、令和6年度より「小谷村子ども家庭センター」を設置し、妊娠期から18歳までの子どもとその家族に切れ目のない支援を実施し、子どもとその家族を支えます。

(2) 子育てを地域で支えあう村づくり

子どもは、家庭における養育者のもとで育てられます。その時に親戚や近所の人、子育て仲間など様々な人の手助けや見守りを受け、地域社会とつながり成長していきます。親となる人も子育ては初めての経験ばかりです。1度育児を経験していても、子どもの個性は異なり、きょうだいが増えることでの新たな課題も出てきます。心のゆとりを持つためには、“弧”育てではな

く、周囲のサポートが不可欠です。

村では、1ターンや核家族世帯も数多くみられ、身近な肉親の援助を得にくい状況がうかがえます。こども家庭センターを拠点に、関係機関や地域と連携して支援します。

（３）次世代への心身共に健やかなひとづくり

こどもが元来持っている個性や能力を発揮するためには、豊かな愛情と適切な働きかけにより親子間での愛着形成の基盤を作ることが大切です。愛着形成の基盤ができることは、こどもの自己肯定感（自分は自分で良いと受け止めること）を十分に高めることにつながります。

村では、妊娠期からの働きかけから、未満児・保・小・中と継続的な包括的セクシュアリティ教育を行っています。また、幼児教育や学校教育を推進し、行政・教育・地域・家庭が連携し、こどもが生き生きと心身ともに健やかに育つことができるよう支援します。

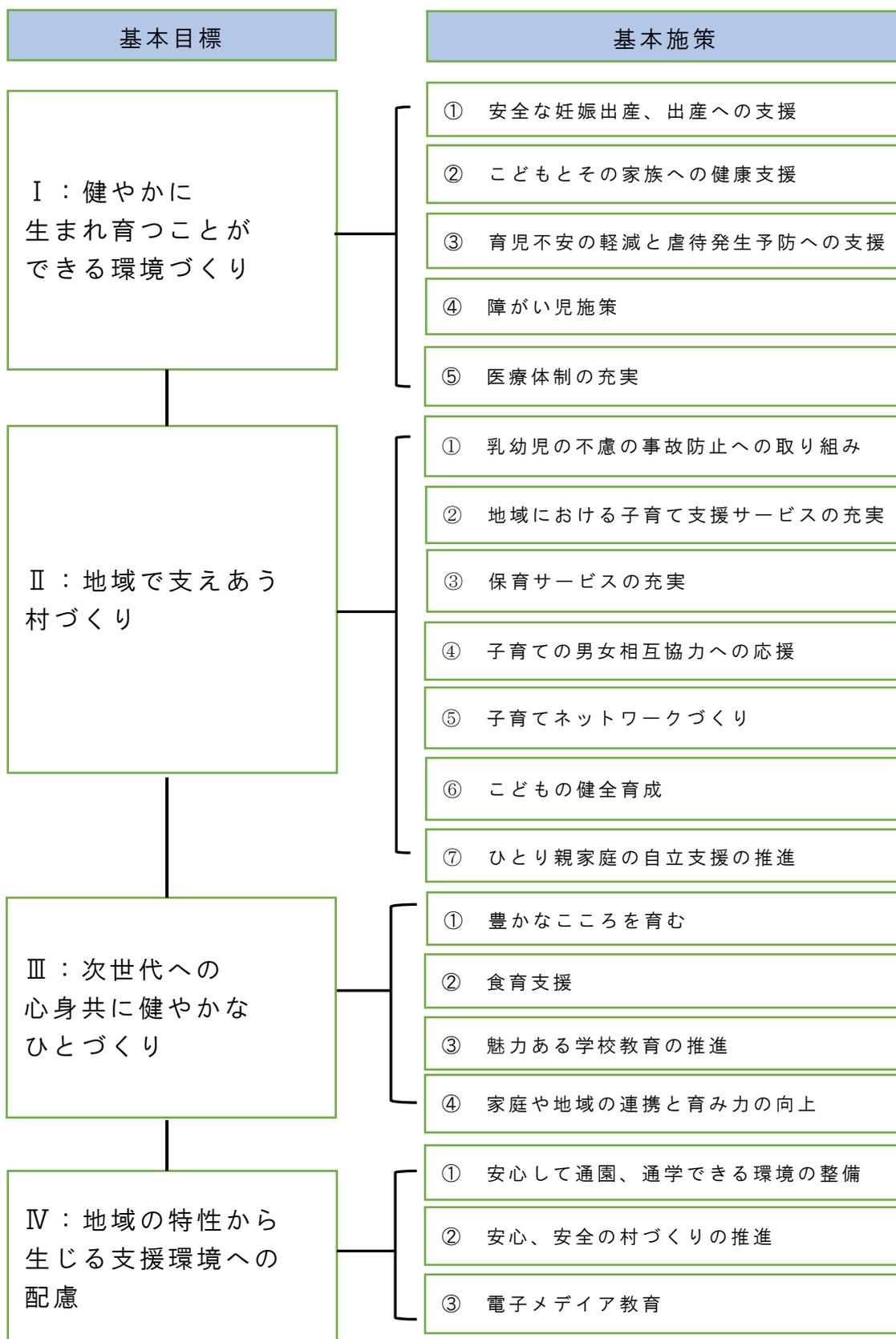
（４）地域の特性から生じる支援環境への配慮

小谷村は、観光地としての地域性を有しており、特に夏季、冬季の観光シーズンでは交通量が増加するほか、国内外から観光客が訪れる環境です。そのため、交通事故やその他の犯罪に巻き込まれる危険性が高まります。また、山間部である小谷村ですが急激な情報社会の流れを受け、こども達のスマートフォン所持率が北地域の中でも際立って高いことがアンケート調査から明らかになっています。スマートフォンは便利な反面、使い方を間違えると犯罪に繋がる危険性も持ちます。

小谷村の生活環境は、このような特性を鑑み、こどもの発達段階に応じて周囲の大人が事故予防について働きかけるとともに、自らの身を自身で守る力をこどもにつけさせることも必要です。

3. 計画の体系

【基本理念：親が元気で子ども元気、みんなが安心して暮らせる小谷村】



第4章 子ども・子育て支援事業計画

1. 教育・保育提供区域の設定

保護者やこどもが居宅から容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備等の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して教育・保育提供区域を設定します。

小谷村では村全体を1つの区域として設定します。

2. 各年度における教育・保育の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

教育・保育の利用状況及びニーズ調査により把握した利用希望を踏まえ、地域の実情に応じた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

なお、3歳未満のこどもの数全体に占める保育所等の利用数の割合（保育利用率）を目標値として必要利用定員総数を設定します。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号認定	量の見込み	15人	14人	7人	4人	4人
	確保方策	15人	14人	7人	4人	4人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
2号認定	量の見込み	30人	28人	29人	29人	27人
	確保方策	30人	28人	29人	29人	27人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定 (2歳児)	量の見込み	5人	3人	3人	3人	3人
	確保方策	5人	3人	3人	3人	3人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定 (1歳児)	量の見込み	3人	3人	3人	3人	3人
	確保方策	3人	3人	3人	3人	3人

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
3号認定 (0歳児)	量の見込み	2人	2人	2人	2人	2人
	確保方策	2人	2人	2人	2人	2人

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び提供体制の確保内容・実施時期

(1) 利用者支援事業

一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる地域社の実現に寄与するため、こども及びその保護者、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育・保健その他の子育て支援サービスを円滑に利用できるよう、必要な支援を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
こども家庭センター型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測及び保健指導を実施します(1人当たり14回実施)。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12人 140回	12人 140回	12人 140回	12人 140回	12人 140回
確保方策	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施	病院等で実施

(3) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4ヶ月の乳児のいる全ての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供を行うなど支援を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	12人	12人	12人	12人	12人
確保方策	12人	12人	12人	12人	12人

(4) 養育支援訪問事業

こどもが安全、安心な環境で育つことができるよう、保護者の育児、家事等における養育能力を向上させるために、家庭を訪問して指導・助言を行い、適切な養育を支援します。こども家庭センターの専門職により、関係機関と連携しながら対象家庭の支援を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	5人	5人	5人	5人	5人
確保方策	5人	5人	5人	5人	5人

(5) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間は家庭にいない小学生に、適切な遊びや生活の場を与えて、児童の児童健全を図る事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	19人	18人	18人	17人	16人
確保方策	19人	18人	18人	17人	16人

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が病気等により、こどもの養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設や養育里親等において短期間（1週間程度）こどもを養育・保護する事業です。

村が指定する場所において実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保方策	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

(7) 地域子育て支援拠点事業

地域において乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を実施します。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	570人日	570人日	570人日	570人日	570人日
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や病気などにより家庭で保育ができないこどもに対し、一時的に保育を行う事業です。令和6年度までは保育サービスの一環で一時保育を行っていましたが、令和7年度より一時預かり事業に変わります。(内容の変更はありません)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	840人日	840人日	840人日	840人日	840人日
確保方策	840人日	840人日	840人日	840人日	840人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

(9) 病児・病後児保育事業

病児・病後児保育事業は、病気にかかっているこどもや回復しつつあるこどもを病院等で一時的に保育する事業です。

現在北アルプス連携自立圏において、実施するよう調整しています。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保方策	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

(10) ファミリー・サポート・センター事業

保護者の外出等の一時的な援助を受けたい人(利用会員)と行いたい人(協力会員)が相互に会員となり、助け合う有償会員組織で、会員間のコーディネートやサポートなどを通して相互援助を支援する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日
確保方策	36人日	36人日	36人日	36人日	36人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

(11) 子育て世帯訪問支援事業

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整える事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48人日	48人日	48人日	48人日	48人日
確保方策	48人日	48人日	48人日	48人日	48人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

(12) 児童育成支援拠点事業

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなどの支援を包括的に提供する事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	360人日	360人日	360人日	360人日	360人日
確保方策	360人日	360人日	360人日	360人日	360人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

(13) 親子関係形成支援事業

こどもの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて、児童の心身の発達状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みを抱える保護者同士が相互に気持ちを共有し、情報交換ができる場を設けるなど、その他も支援を行う事業です。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日
確保方策	80人日	80人日	80人日	80人日	80人日

※「人日」とは年間延べ人数を表す単位のこと

4. 教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取り組み

小谷村保育園は幼稚園と保育園の機能を併せもつ認定こども園となっています。保護者の就労の有無に関わらず、3歳以上の全てのこどもが利用できる環境を整えています。

また、研修に参加するなどして、保育士等の資質向上を目指します。

令和6年度 研修名	内容
長野県保育研究大会	保育の社会的意義と役割の理解及び保育者の資質・専門性の向上
北安曇郡研修会	保育士・保育教諭の知識・技術の向上
キャリアアップ研修	分野別研修（乳幼児保育・障がい児保育・保健衛生等）
長野県地域子育て塾	保育士・保育教諭の子育てに関する知識・技術の向上
信州やま保育研修会	信州型自然保育の充実のための学び合い交流研修

5. 次世代育成支援に関する施策

(1) 健やかに生まれ育つことができる環境づくり

・現状と課題

令和6年度より母子保健と児童福祉を一体化した「こども家庭センター」が設置されました。妊娠期から18歳まで切れ目のない支援を行えるよう、多角的にこどもとその家族をサポートします。センター設置にあたり、子育て世帯に関する新規の事業が立ち上がり、今後も必要な事業の立ち上げが求められます。また、センター運営が円滑にいくよう努めていく必要があります。こども家庭センターを中心に、こどもが健やかに生まれ育つことができる環境づくりを、関係機関と協力し行っていきます。

・施策

基本目標である「健やかに生まれ育つことができる環境づくり」に対する施策は以下の通りです。

① 安全な妊娠、出産への支援

事業名等	事業内容	目標	主体
◎妊娠・出産支援 ① 妊婦のための支援給付・妊婦等包括相談支援事業（旧：出産・子育て応援給付金） ② 産前サポート ③ 妊婦訪問 ④ マタニティ教室 ⑤ 妊婦一般健康診査 ⑥ 妊婦健康診査通院費助成 ⑦ 妊婦歯科検診	① 妊娠期と子育て期に面談を行い、経済的支援を実施、伴走型支援の一部。 ② 妊娠期の相談支援を実施。 ③ 妊娠期の前期・後期に訪問し、心身についての支援を実施。 ④ 1回/月開催。2回1クールで実施。 ⑤ 妊婦健診の助成券14回分発行。 ⑥ 妊娠に関する通院費の助成実施。 ⑦ 妊娠期の歯科検診1回分の助成券を発行。	① 申請率100% ② 継続して実施。 ③ 継続して実施。 ④ 参加者の満足度の高い教室を開催 ⑤ 継続して実施。 ⑥ 継続して実施。 ⑦ 歯科受診率70%	①～⑨ こども家庭センター

⑧ 新生児聴覚検査費助成 ⑨ 子ども・子育て応援クーポン	⑧ 産後入院中に行う新生児聴覚検査の助成を実施。 ⑨ 出生届出時に、ファミリーサポート及び一時保育で使用できる無料券を配布	⑧ 継続して実施。 ⑨ R7年度より新規	
◎ 不妊等支援 ① 不妊等治療費補助制度 ② 不妊治療や不妊に関する各種相談	① 不妊等に関する治療費の補助を実施。 ② 専門職種が、不妊治療や不妊に関する相談対応。	① 継続して実施。 ② 周知に努め、継続して実施。	①② こども家庭センター

② こどもとその家族への健康支援

事業名等	事業内容	目標	主体
◎ 母子の健康 ① 産婦健康診査 ② 1 か月児および乳児一般健康診査助成 ③ 産後サポート ④ 新生児訪問 ⑤ 2 か月児訪問 ⑥ 乳幼児健診 ⑦ 離乳食訪問	① 産後の心身に関する母体の健康を診るために助成券を2回分発行。 ② 1 か月児健診および概ね3か月～11か月の乳児に対する健康診査助成券をそれぞれ発行。 ③ 産後の母子とその家族に関する心身の相談支援を村助産師が実施。 ④⑤ 母子とその家族の心身の健康に対して訪問ないしは面談にて、相談支援を実施。 ⑥ 4・5 か月、10・11 か月、1歳6か月、2歳、3歳の乳幼児健診を村で実施。 ⑦ 管理栄養士と歯科衛生士が訪問し、離乳食の相談支援を実施。	① 継続して実施。 ② 拡充し、継続して実施。 ③ 周知に努め、継続して実施。 ④⑤ 継続して実施。 ⑥ 継続して実施。未受診者にはフォローに則る。 ⑦ 継続して実施。	①～⑧ こども家庭センター

⑧こどもから始める生活習慣病予防	⑧小学校 4 年生から中学生に任意で血液検査を行い、生活習慣病の早期発見・早期予防の働きかけを実施。	⑧プレコンセプションケアの観点も加え継続して実施。	
◎健康教室 ①いのちの教育 ②セカンドステップ ③SOS の出し方教室（中学生）	①未就園児から中学生まで継続的に包括的なセクシュアリティ教育を行い、心の基礎作りを実施。 ②社会性と情動性を学び、自己調整能力を培うプログラムを実施。 ③気持ちを相手に伝える手段、気持ちの表出方法などの講演を実施。	①継続して実施。 ②継続して実施。 ③継続して実施。	①②③ こども家庭センター
◎親世代の健康支援 ①各種がん検診（子宮・乳・胃・大腸・肺） ②特定健診	①各種がん検診を実施。 ②特定健診を実施、必要時に保健指導や訪問実施	①継続して実施。 ②継続して実施。	①② 健康推進係
◎予防接種 ①定期予防接種（ロタ、BCG、麻疹風疹、4 種混合、5 種混合、2 種混合、ヒブ、小児肺炎球菌、B 型肝炎、日本脳炎、水痘、子宮頸がん） ②任意予防接種（インフルエンザ助成）	①予防接種法に基づいた定期予防接種を実施。 ②任意の予防接種（インフルエンザ）について、助成を実施。	①継続して実施。予防接種忌避への対応検討していく。 ②継続して実施。	①② こども家庭センター
◎こころの支援 ①育児相談	①こども家庭センターの専門スタッフが適宜相談対応実施。	①周知に努め、継続して実施。	① こども家庭センター

②精神保健デイケア (カモミール)	②心に悩みを抱えた人や その家族の心の健康づく りの支援実施。	②継続して 実施。	②③ 健康推進係
③こころの悩み相談	③カウンセラーによる個 別支援(月2回)	③継続して 実施。	

③ 育児不安の軽減と虐待発生予防への支援

事業名等	事業内容	目標	主体
◎相談関係 ①産前産後サポート (再掲) ②新生児訪問 (再掲) ③2か月児訪問 (再掲) ④こども家庭 センター相談 ⑤離乳食訪問 (再掲)	①妊娠期から産後の不 安や愛着形成等、相談支 援を実施。 ②③母子とその家族の 心身の健康に対する相 談支援を実施。 ④こどもとその家族に 関する様々な相談支 援を実施。 ⑤管理栄養士と歯科衛 生士が訪問し、離乳食の 相談支援を実施。	①周知に努 め、継続して 実施。 ②③継続し て実施。 ④周知に努 め、継続して 実施。 ⑤継続して 実施。	①～⑤ こども家庭 センター
◎ふれあい交流 ①にこにこ広場 ②乳児利用 ③おさんぽ会	①②同年代のこども同 士で交流をしながら、母 子関係を深める。 ③未就園児の保護者の 自主サークル(様々な企 画・運営をする)	①②継続し て実施。 ③継続して 実施。	①② こども家庭 センター ③ 集落支援係
◎親子の居場所 ①にこにこ広場 (再掲) ②乳児利用 (再掲) ③自由利用 ④おさんぽ会(再掲)	①②③母子の孤立を防 ぐため、こどもが自由に 安心して遊べる場所を 提供。 ④未就園児の保護者の 自主サークル(様々な企 画・運営をする)	①②③継続 して実施。 ④継続して 実施。	①②③ こども家庭 センター ④ 集落支援係

<p>◎母乳育児の推進</p> <p>①妊婦訪問(再掲)</p> <p>②マタニティ教室(再掲)</p> <p>③産前産後サポート(再掲)</p> <p>④新生児訪問(再掲)</p> <p>⑤2か月児訪問(再掲)</p> <p>⑥母乳相談等助成</p> <p>⑦産後ケア</p> <p>⑧乳幼児健診(再掲)</p>	<p>①妊娠期から母乳育児に関する相談支援を実施。</p> <p>②妊娠期に母乳について学ぶ機会を提供。</p> <p>③産後の母乳相談や乳房ケアの訪問・支援を実施。</p> <p>④⑤訪問時に、母乳相談・乳房ケアも実施。</p> <p>⑥産後1年以内で委託医療機関において母乳相談する際の助成を実施。</p> <p>⑦産後1年以内の母子の心身のケア、支援を産後ケア実施施設で受ける際の助成を実施。</p> <p>⑧乳幼児健診時に母乳相談実施。</p>	<p>①継続して実施。</p> <p>②継続して実施。</p> <p>③周知に努め、継続して実施。</p> <p>④⑤継続して実施。</p> <p>⑥継続して実施。</p> <p>⑦継続して実施。</p> <p>⑧継続して実施。</p>	<p>①～⑧ こども家庭センター</p>
<p>◎児童虐待予防</p> <p>①いのちの教室(再掲)</p> <p>②産前産後サポート(再掲)</p> <p>③2か月児訪問(再掲)</p> <p>④産後ケア(再掲)</p>	<p>①発達段階に合わせた包括的なセクシュアリティ教育を行い、自己肯定感を高め、将来的な虐待予防につながる。</p> <p>②育児相談支援を行い、母子愛着形成の一助を担う。</p> <p>③訪問・面談にて保護者の心身の健康状態を把握し、対応する。</p> <p>④産後1年以内の母子の心身のケア、支援を産後ケア実施施設で受ける。村から8割助成。</p>	<p>①継続して実施。保護者への働きかけも行う。</p> <p>②継続して実施。</p> <p>③継続して実施。</p> <p>④継続して実施。</p>	<p>①～⑩ こども家庭センター</p>

<p>⑤要保護児童対策協議会</p>	<p>⑤関係機関による協議会や研修を実施。実務者会議を必要時開催し、特定妊婦・要保護・要支援児童へのケース検討を実施。</p>	<p>⑤継続して実施。</p>	
<p>⑥親子関係形成支援事業 (ペアレントトレーニング)</p>	<p>⑥親子間における適切な関係性の構築を図ることができるよう、健全な親子関係の形成に向けた支援を実施。</p>	<p>⑥令和7年度中に事業を運営する。</p>	
<p>⑦児童虐待、ヤングケアラーの啓発活動</p>	<p>⑦児童虐待やヤングケアラーに関するパンフレットの配布など啓発活動を実施。</p>	<p>⑦継続して実施。</p>	
<p>⑧小谷村こども支援会議</p>	<p>⑧こども家庭センターと保・小・中の情報交換会を定期開催。</p>	<p>⑧継続して実施。</p>	
<p>⑨子育て世帯訪問支援事業</p>	<p>⑨家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる居宅を、訪問支援員が訪問し家庭や養育環境を整える支援を実施。</p>	<p>⑨令和7年度中に事業を運営する。</p>	
<p>⑩子育て短期支援事業</p>	<p>⑩保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難になった児童について、施設等において必要な養育・保護を行う事業。</p>	<p>⑩令和7年度中に事業を運営する。</p>	

④ 障がい児施策の充実

事業名等	事業内容	目標	主体	
◎障がいの早期発見・早期対応 ①乳幼児健診 （再掲）	①母子の健康把握と共にこどもの発達状況を観察し、必要時フォローを実施。	①継続して実施。	①～⑥ こども家庭センター	
②理学療法士個別相談	②主として運動発達の遅れがあるこどもの発達確認・個別指導を実施。	②継続して実施。		
③あそびの教室	③集団に向けての練習を行い、こどもの育ちを確認する場。	③周知に努め、継続して実施。		
④臨床心理士の個別相談	④臨床発達心理士による、詳細なこどもとの発達特性の確認と、その子にあった関わり方の相談・支援を実施。	④継続して実施。		
⑤個別療育	⑤個別支援計画に基づく個別療育の実施。	⑤継続して実施。		
⑥5歳子育て相談	⑥個々の特徴を見極め、こどもとの良い関わりを親と支援者が一緒に考える場。	⑥内容の見直しを行い、継続して実施。		
⑦保育園巡回相談	⑦定期的に外部の専門職が園を巡回訪問し、希望があれば個人相談を受け付ける。	⑦継続して実施。		⑦保育園
⑧教育相談委員会	⑧医師を始めとする専門職種で構成され、個々に適した学びの場を相談検討する委員会。	⑧継続して実施。		⑧ 総務学校係
◎障がい児者支援 ①身体障害者手帳	①身体に障がいのある方が、各種福祉サービスを利用するために必要	①継続して実施。	①～⑤ 福祉係	

②療育手帳	な手帳の交付 ②知的障がいのある方が、一貫した療育や自立更生援助を受けたり、各種福祉サービスを利用するために必要な手帳を交付。	②継続して実施。	
③精神保健福祉手帳	③発達障がいや精神に障がいのある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳を交付。	③継続して実施。	
④特別児童扶養手当	④障がいがある20歳未満のこどもを在宅で監護・療育している方に支給。	④継続して実施。	
⑤障害児福祉手当	⑤精神又は身体に重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする、村内に住所がある20歳未満のこどもに支給。	⑤継続して実施。	
⑥福祉医療	⑥身体障害手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳を持つ方を対象に医療機関などで支払った医療費の一部を助成する制度。	⑥継続して実施。	⑥住民係
⑦障がい児支援サービス	⑦こどもの障がい特性に合わせた専門的な支援を提供。	⑦継続して実施。	⑦福祉係
⑧個別相談	⑧こども家庭センターにてこどもや保護者からの個別相談を受ける。	⑧継続して実施。	⑧⑨こども家庭センター
⑨家族支援	⑨こどもだけではなく、その家族を含めた支援の実施。	⑨継続して実施。	

<p>◎障害児通所支援</p> <p>①放課後 デイサービス</p> <p>②児童発達支援</p> <p>③ 保育所等訪問支援</p>	<p>①学校通学中の障がい児が、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練を継続的に受ける。</p> <p>②就学前の障がいのあるこどもが通園し、日常生活における基本的動作の指導や集団生活の適応訓練等を受ける。</p> <p>③保育園等のこどもが集団生活を営む施設を訪問し、集団生活への適応のために本人や施設職員に専門的な支援を行う</p>	<p>①継続して実施。</p> <p>②継続して実施。</p> <p>③継続して実施。</p>	<p>①② 福祉係</p> <p>③ こども家庭センター</p>
---	---	---	--

⑤ 医療体制の充実

事業名等	事業内容	目標	主体
<p>① 休・祝日緊急 当番医</p>	<p>①休祝日・年末年始に大北管内医療機関（内科・歯科）・薬局の当番医制にて実施。</p>	<p>①継続して実施。</p>	<p>① 健康推進係</p>
<p>◎医療給付</p> <p>①福祉医療制度</p> <p>②未熟児 養育医療給付</p>	<p>①0～18歳（高校卒業まで）のこどもの、医療機関などで支払った医療費の一部を助成する制度。医療機関等の窓口で『福祉医療費受給者証』を提示すると、保険診療の自己負担分の支払いが1レセプトにつき500円（上限）。</p> <p>②出生時の体重が2,000グラム以下、または身体の発育が未熟なまま出</p>	<p>①継続して実施。</p> <p>②継続して実施。</p>	<p>①住民係</p> <p>② こども家庭センター</p>

<p>③自立支援医療</p> <p>④小児慢性特定疾患治療研究事業</p>	<p>生したこどもで、指定養育医療機関の医師によって入院が必要と認められた場合、その医療費を公費で負担する制度。</p> <p>③身体に障がいのあるこどもで、手術やリハビリなどを行うことで回復が見込まれる場合、所得に応じて、公費で医療が受けられる。</p> <p>④小児がんをはじめ、慢性腎不全、小児ぜんそく、先天性代謝異常、筋疾患などにかかった場合、その症状と所得に応じて、公費で医療が受けられる。</p>	<p>③継続して実施。</p> <p>④継続して実施</p>	<p>③住民係</p> <p>④住民係</p>
---------------------------------------	--	--------------------------------	-------------------------

(2) 子育てを地域で支えあう村づくり

・現状と課題

当村では、1ターンや核家族世帯も多く、身近な肉親の援助を得にくい状況がうかがえます。まずは家庭内での支援体制について考えます。しかし、家族だけではマンパワー不足が生じかねません。そのため、地域や行政からのサポートが必要と考えます。こども家庭センターを始め関係機関では、孤育てを防ぐために、子育て支援サービスを周知し、相談体制の整備、母子が集まれる場所の提供等を行います。家の中での孤立を防ぐために、早期から顔見知りとなり、人と人を繋いでいく役目が今後も求められます。

・施策

基本目標である「子育てを地域で支えあう村づくり」に対する施策は以下の通りです。

① 乳幼児の不慮の事故防止への取り組み

事業名等	事業内容	目標	主体
<p>◎事故防止のための啓発</p> <p>①パンフレットの配布・ポスター</p>	<p>①保育園やふれあい広場でポスターの掲示や無料パン</p>	<p>①継続して実施。</p>	<p>①保育園</p>

掲示 ②新生児訪問 (再掲) ③幼児健診： 1歳6か月(再掲)	フレットを設置。 ②新生児訪問時に各発達過程に生じやすい事故の防止方法と応急手当のパンフレットを配布し説明実施。 ③1歳6か月健診時に、事故予防のパンフレットを配布し説明実施。	②継続して実施。 ③継続して実施。	①②③ こども家庭センター
◎救急法の講習 ①ファミリーサポート・センター講習会 ②保育園講習 ③にこにこ広場の保護者への講習	①ファミリーサポート・センターの協力会員講習会で、乳幼児救命救急講習を実施。 ②保育園職員に年1回小児の救命救急講習を受講。 ③にこにこ広場の保護者への乳幼児救命救急講習を実施。	①継続して実施。 ②継続して実施。 ③継続して実施。	①③ こども家庭センター ②保育園

② 地域における子育て支援サービスの充実

事業名等	事業内容	目標	主体
◎子育て支援に関する情報提供の充実 ①育児講座 ②ガイドブックの配布 ③小谷村 HP への掲載 ④LINEでの情報提供 ⑤定期的なお便りの配布	①ふれあい交流の時間を利用して、育児講座を実施。 ②子育てに関する情報が載ったガイドブックの配布を実施。 ③小谷村のホームページに子育て支援サービスの情報を掲載。 ④こども家庭センター独自のLINEを2つ設置し、そこから情報提供を実施。 ⑤未就園児の保護者を対象に、ふれあい広場のお便	①継続して実施。 ②継続して実施。 ③継続して実施。 ④継続して実施。 ⑤継続して実施。	①～⑥ こども家庭センター

⑥CATV を活用した情報提供	りを配布。お便りには育児情報を掲載。 ⑥ こども家庭センター事業に関して、CATV を介して情報提供を実施。	⑥ 継続して実施。	
◎相談体制の整備 ①子育て相談等 ②産前産後サポート（再掲）	① こども家庭センター独自の LINE を2つ設置し、LINE を利用した相談や、電話相談、面談など幅広い方法で保健師・保育士・助産師等実施。 ② 妊娠期から心身のことやこどものことなど、助産師が相談対応実施。	① 継続して実施。 ② 継続して実施。	①② こども家庭センター
◎交流型子育て支援 ①にこにこ広場 ②乳児利用（再掲） ③おさんぽ会	①② 同年代の友達とかかわり、遊ぶ場を提供する。 ③ 未就園児の保護者の自主サークル。保護者同士が交流し、集える居場所。	①② 継続して実施。 ③ 継続して実施。	①② こども家庭センター ③ 集落支援係

③ 保育サービスの充実

事業名等	事業内容	目標	主体
◎多様な保育サービスの提供 ①保育 ②未満児保育 ③障がい児保育	① 保育を必要とするこどもを、保育園にて預かる。3歳以上児については保育を必要としないこどもの預かりも可。 ② 1歳児から3歳未満児のこどもを預かり、保育する。 ③ 心身に障がいがあっても集団保育が可能な場合、共に育ちあう「統合保育」を	① 継続して実施。 ② 継続して実施。 ③ 継続して実施。	①～⑤ 保育園

④延長保育 ⑤一時保育	受けることができる。 ④16時以降は、就労等の時間により18時30分まで保育する。 ⑤満1歳～就学前の未就園の児を一時的に保育ができないとき、保護者にかわり保育する。 (R7より一時保育→一時預かり事業でこども家庭センターに主体が変わる予定)	④継続して実施。 ⑤継続して実施。	
◎保育士研修の充実 ①研修会への参加の奨励	①保育の質の向上を図るため職員の研修を行う。	①継続して実施。	①保育園

④ 子育ての男女相互協力への応援

事業名等	事業内容とこれからの目標	目標	主体
◎家族で子育て ①マタニティ教室（再掲）	①父母で子育ての見通しを持てるように気持ちづくりを行う。	①継続して実施。	①②③ こども家庭センター
②産後パパ育休制度・育児休業制度の啓発	②夫婦で子育てをするために、産後パパ育休、育児休業制度について啓発を行う。	②継続して実施。	
③ファミリーサポート・センター	③家族で心に余裕を持った子育てをしていくために、地域の資源を活用する。	③継続して実施。	

⑤ 子育てネットワークづくり

事業名等	事業内容	目標	主体
◎ 児童虐待予防 ①要保護児童対策協議会	①要保護児童の適切な保護に関わる関係機関等の連携を推進し、要保護児童の早	①継続して実施。	①～⑤ こども家庭センター

<p>②小谷こども支援会議</p> <p>③子育て世帯訪問支援事業（ファミリーサポート・センター）</p> <p>④映画上映会</p> <p>⑤子育て世帯訪問支援事業</p>	<p>期発見及び適切な対応を図る。</p> <p>②妊産婦から中学生までの気になる家庭を関係機関で情報共有し、支援の方向性を決めていく。</p> <p>③子育てを地域で相互援助する組織。家事・育児の手伝いを行い、保護者の負担軽減を図る。</p> <p>④保護者が育児を前向きにとらえられるような内容の映画を上映し気持ちの負担軽減を図る。</p> <p>⑤家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる居宅を、訪問支援員が訪問し家庭や養育環境を整える支援を実施。</p>	<p>②継続して実施。</p> <p>③継続して実施。</p> <p>④継続して実施。</p> <p>⑤令和7年度中に運営開始。</p>	
<p>◎障がいがあるこどもと家族への支援</p> <p>①身体障害者手帳</p> <p>②療育手帳</p> <p>③精神保健福祉手帳</p> <p>④特別児童扶養手当</p>	<p>①身体に障がいのある方が、各種福祉サービスを利用するために必要な手帳の交付。</p> <p>②知的障がいがある方が、一貫した療育や自立更生援助を受けたり、各種福祉サービスを利用したりするために必要な手帳の交付</p> <p>③発達障がいや精神に障がいのある方が、福祉サービスを利用するために必要な手帳の交付</p> <p>④障がいがある20歳未満のこどもを在宅で監護・療育</p>	<p>①継続して実施。</p> <p>②継続して実施。</p> <p>③継続して実施。</p> <p>④継続して実施。</p>	<p>①～⑦福祉係</p>

⑤障害児 福祉手当	している方に支給。 ⑤精神又は身体に重度の障害があるため、日常生活において常時の介護を必要とする、村内に住所がある20歳未満のこどもに支給。	⑤継続して実施。	
⑥福祉医療	⑥身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳をお持ちの方を対象に医療機関などで支払った医療費の一部を助成する制度。	⑥継続して実施。	
⑦障がい児 支援サービス	⑦こどもの障がい特性に合わせた専門的な支援を提供。	⑦継続して実施。	
⑧小・中学校の特別支援学級、通級指導教室	⑧通常の学級における指導では、十分な学習効果を上げることが難しいこどものための学級。 通常学級で学習可能だが、一部特別な支援を必要とするこどもを対象に教育的な支援を行う教室。	⑧継続して実施。	⑧⑨⑩ 総務学校係
⑨ 特別支援教育	⑨1人1人のこどもに最もふさわしい教育環境や支援の在り方を共に考え、決定する。それぞれのこどもの障がいや特性に応じて、自立や社会参加に向けて本来持っている力を引き出すために、適切な指導や必要な支援を行う。	⑨継続して実施。	
⑩教育相談	⑩小谷村では、全ての児童・生徒に平等に学ぶ場を提供することを基本理念として、それぞれの発達の状態に応じて最も適した指導を見出すために、教育相談を行う。	⑩継続して実施。	

<p>◎ こどもを犯罪等から守る対策</p> <p>① 学校携帯メール緊急連絡網</p> <p>② こどもふれあい番所</p> <p>③ こどもを守る安心の家</p>	<p>① 携帯メールを活用し、犯罪等の情報を瞬時に送信する。</p> <p>② ボランティアによる登下校時の児童生徒の見守り。</p> <p>③ こどもに緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者（車）を見かけた場合の警察への連絡をお願いしてある場所。</p>	<p>① 継続して実施。</p> <p>② 継続して実施。</p> <p>③ 継続して実施。</p>	<p>①②③ 総務学校係</p>
---	---	--	----------------------

⑥ こどもの健全育成

事業名等	事業内容	目標	主体
<p>◎ 児童の居場所の拡充</p> <p>① 放課後児童クラブ (がったクラブ)</p> <p>② 児童育成支援拠点事業</p>	<p>① 共働きの家庭で、放課後や休日にこども達だけで留守を過ごしている家庭のこどもを対象に、家族が働いている間、こども達が安全で充実した生活を送ることができるよう、こども達を預かる。</p> <p>② 日中居場所のない児童に対して居場所を開設し、個々の課題に応じた支援を行う。</p>	<p>① 継続して実施。</p> <p>② 令和 7 年度中に事業運営することができる。</p>	<p>① 社会教育係</p> <p>② こども家庭センター</p>
<p>◎ 地域全体の児童健全育成の推進</p> <p>① 小谷村青少年育成会</p>	<p>① 様々な行事や体験を通じてこども達の健全な育成を目指し活動をする。</p>	<p>① 継続して実施。</p>	<p>① 社会教育係 (育成会)</p>

⑦ ひとり親家庭の自立支援の推進

事業名等	事業内容	目標	主体
◎児童扶養手当 ①児童扶養手当の給付	①離婚などによって、父または母の一方からしか養育を受けられないひとり親家庭等のこどものために支給。	①継続して実施。	①福祉係
◎福祉医療費給付 ①母子、父子家庭医療費給付	①対象の母子・父子及び児童の保険診療の自己負担の一部を助成。	①継続して実施。	①住民係
◎低所得家庭への支援 ①小中学校就学援助制度 ②生活困窮者学習生活支援（すこやかサポート）	①経済的な理由によって、こどもの就学費用にお困りの保護者に対して、学用品、学校給食費、新入学用品費や修学旅行費等を補助。 ②引きこもりや不登校等で学習の機会がないこどもに対して、個別に家庭訪問による学習や生活支援を行うことで、自立を促す。また、こどもへの支援を糸口に世帯への支援を行う。	①継続して実施。 ②継続して実施。	①総務学校係 ②小谷村社会福祉協議会

(3) 次世代への心身共に健やかなひとづくり

・現状と課題

令和4年にこども基本法が施行されました。こども基本法はこどもの最善の利益を常に考えたものです。特に「こどもの誕生前から幼児期まで」は、人の生涯にわたるウェルビーイングの基盤となる最も重要な時期です。この時期のウェルビーイングが実現できれば社会全体のウェルビーイングの向上につながります。当村では4年前から、包括的セクシュアリティ教育を始めています。この教育はこどもの健康とウェルビーイングを実現し、権利や人権をこども自身に理解してもらうためのものです。他の面からも様々な方法でこどもたちへの働きかけを行っています。今後も継続的に以下の事業を行

い、心身共に健やかな人づくりに努めていく必要がります。

・ 施策

基本目標である「次世代への心身共に健やかなひとづくり」に対する施策は以下の通りです。

①豊かなこころを育む

事業名等	事業内容	目標	主体
◎生き抜く力の育成			
①包括的セクシュアリティ教育 (いのちの教室)	①妊娠期、未就園児～中学校まで、発達段階に合わせた包括的なセクシュアリティ教育を行い、自己肯定感を高める。	①継続して実施。	①②③④ こども家庭センター
②講演会	②LGBTQ など多様な生き方や環境を学び、こどもの考え方を広げる機会を設ける。	②継続して実施。	
③セカンドステップ (再掲)	③社会性と情動性を学び、自己調整能力を培うプログラムを実施。	③継続して実施。	
④SOS の出し方教室 (再掲)	④中学生を対象に気持ちを相手に伝える手段、気持ちの表出方法などの講演を実施。	④継続して実施。	
⑤中学生の保育園実習	⑤幼児の発達や関わりを学び、保育園で実体験をし、理解を深める。	⑤継続して実施。	⑤⑥ 総務学校係
⑥中学校職場体験学習	⑥職場体験学習の1事業所として、保育園で保育士の職場体験を実施。	⑥継続して実施。	
⑦つくしんぼの会による読み聞かせ	⑦未就園児、保育園・小学校とつくしんぼの会の会員が定期的に読み聞かせを行い、豊かな心を育む働きかけを行う。	⑦継続して実施。	⑦つくしんぼの会

②食育支援

事業名等	事業内容	目標	主体
◎学校給食における食育の推進 ①学校における食育教育	①学校栄養士による食育授業の実施。	①継続して実施。	① 総務学校係
◎食育の推進事業 ①まめってえおたり21推進委員会による食育事業 ②親子料理教室の開催 ③にこにこ広場クッキング ④保小中で野菜や穀物の栽培・収穫・実食	①行政、保育園、学校の職員、各団体による健康課題の検討と合同事業の実施。給食視察。食育の日告知放送。 ②親子で料理をすることで親と子が共に食への興味を持つ。 ③小さな頃から食に興味を持つ。 ④野菜や穀物を育てる所から収穫、料理し食べるところまでを体験し、食への興味・理解を広げる。	①継続して実施。 ②継続して実施。 ③継続して実施。 ④継続して実施。	①② 健康推進係 ③こども家庭センター ④ 総務学校係

③魅力ある学校教育の推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	目標	主体
◎新たな教育システムの構築 ①国際感覚豊かな人材育成	①公営おたり塾英会話教室を保育園、小学校、中学校で実施し、英語に親しみ、英語によるコミュニケーション力の向上を目指す。中学では、海外交流研修を実施し、国際感覚豊かな人材育成を目指す。	①継続して実施。	①②③ 総務学校係

②ICT 教育 ③ふるさと学習	②小学1年生から ICT に親しみ、情報活用能力の育成を目指す。 ③地域資源を生かした、小谷村としての特色ある学習（山菜採り学習、塩の道遠足、おたりっこタイム）	②継続して実施。 ③継続して実施。	
◎個々にあった学力の向上 ①学力向上対策事業	①全国学力・学習状況調査等を基に分析し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を図る。	①継続して実施。	①総務学校係
◎健やかな体の育成 ①文化・スポーツ活動運営委員会 ②子どもから始める生活習慣病予防	①小・中学校の部活動を地域で行う支援を実施。 ②大北地区で推進されている事業で、血液検査を行い、児童期から生活習慣病の予防を行う。	①継続して実施。 ②令和6年度より保健指導対象を拡充し実施。	①社会教育係 ②こども家庭センター・総務学校係

④ 家庭や地域の連携・育み力の向上

事業名等	事業内容とこれからの目標	目標	主体
◎いじめ・不登校・家庭教育への支援の充実 ①教育相談	①こども家庭センターや学校、スクールカウンセラー等専門家を含め、協働しながら児童生徒、保護者の子育てやいじめ・不登校などの相談に応じる。	①継続して実施。	①②こども家庭センター・総務学校係

<p>②いじめ・不登校対策委員会の開催</p> <p>③包括的セクシュアリティ教育（いのちの教室）（再掲）</p> <p>④ソーシャルスキルトレーニングの実施（SST）</p>	<p>②こども家庭センターや学校、スクールカウンセラー等専門家を含め、協働しながら予防と防止について相談対応から支援の方向性を見出す会。</p> <p>③包括的なセクシュアリティ教育を行い、人とのかわり方等を学ぶ。</p> <p>④小学校で外部講師を招き、特性を持った子への支援について学ぶ機会を持つ。</p>	<p>②継続して実施。</p> <p>③継続して実施。</p> <p>④継続して実施。</p>	<p>③こども家庭センター</p> <p>④総務学校係</p>
<p>◎地域教育力の向上</p> <p>①コミュニティスクール</p>	<p>①保育園、小学校、中学校の学校園運営委員会を設置し、学校園職員と地域住民が一体となり園児、児童、生徒の健全育成を目指す。</p>	<p>①継続して実施。</p>	<p>①総務学校係</p>

（４）地域の特性から生じる支援環境への配慮

・現状と課題

小谷村は観光地として、特に冬季の観光シーズンでは豪雪地帯の道路状況に加え交通量が増加し、国内外の観光客が訪れる環境です。そのため、交通事故やその他の犯罪に巻き込まれる危険性が高まります。また、山間部である小谷村ですが急激な情報社会の流れを受け、こども達のスマートフォン所持率が北地域の中でも際立って高いことがアンケート調査から明らかになっています。スマートフォンは便利な反面、使い方を間違えると犯罪に繋がる危険性も併せ持ちます。

小谷村の生活環境は、このような特性を鑑み、こどもの発達段階に応じて周囲の大人が事故予防について働きかけるとともに、こどもが自分自身を守る力をつけることが必要です。

・施策

基本目標である「地域の特性から生じる支援環境への配慮」に対する施策は以下の通りです。

①安心して通園、通学できる環境の整備

事業名等	事業内容とこれからの目標	目標	主体
◎安全な道路環境の整備 ①冬季の道路除雪 ②冬季の渋滞解消 ③村営バスの運行 ④危険個所の巡視	①登校時までには除雪を実施。 ②道路渋滞の解消を図る。 ③通園・通学バスの快適な運行。 ④村・教育委員会・大町建設事務所・大町警察署・PTA関係者による危険個所パトロールを実施。	①継続して実施。 ②継続して実施。 ③継続して実施。 ④継続して実施。	①②建設係 ③観光商工係 ③④総務学校係

②安心、安全の村づくりの推進

事業名等	事業内容とこれからの目標	目標	主体
◎安心・安全の村を目指す ①子どもを守る安心の家推進事業（再掲） ②子どもを犯罪から守るための道具配布事業	①こどもに緊急事態が発生した際の保護と警察への通報、不審者（車）を見かけた場合の警察への連絡をお願いしてある場所。 ②「防犯ブザー」を小学校入学時に配布。	①継続して実施。 ②継続して実施。	①②総務学校係
◎交通安全の確保 ①交通安全事故防止用品の配布 ②交通安全教室事業 ③交通安全施設等整備	①小学校1年生に、反射材ランドセルカバー配布。小中学生に啓発物品を配布。 ②保育園・小学校・中学校で交通安全教室を実施。 ③村道等の交通安全施設の整備として、カーブミラー・注意標識等の設置・修繕。	①継続して実施。 ②継続して実施。 ③継続して実施。	①②庶務係 ③建設係

③ 電子メディア教育

事業名等	事業内容とこれからの目標	目標	主体
◎電子メディア ①安全な ICT 使用の啓発 ②ICT 教育	①ICT 使用するにあたり、便利な反面リスクも伴う等、リテラシーを学ぶ機会を設ける。 ②従来のアナログ形式で行っていた教育にデジタルや IT テクノロジーを導入し、より互いの利点を合わせてより良い教育を行う。	①継続して実施。 ②継続して実施。	①② 総務学校係



第5章 計画の推進体制

1 関係機関等との連携

(1) 住民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、小中学校、その他子育てに関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。

本計画の推進にあたっては、近隣の幼稚園、保育所等をはじめ、関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、子育て支援に関わるさまざまな施策を計画的・総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

子育てに関する住民の多様なニーズに対応するため、幼稚園教諭、保育士等の子育てに関わる資格取得者だけでなく、子育て支援員やファミリーサポート協力会員、子育て経験者、高齢者の方など子育てを支援する地域のさまざまな幅広い人材の確保・育成に努めます。

(3) 住民・企業等の参加・参画の推進

社会全体で子育てを支援するためには、すべての村民が子ども達の健やかな成長を実現するという目的を共有し、こどもの育ちと子育て支援の重要性に対する関心と理解を深め、各々の役割を果たすことが必要です。

庁内関係各課との連携を図るとともに、村民の理解や協力を得ながら、地域による取組みを支援し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

2 計画の進行管理及び計画の点検・評価

子ども・子育て支援に係る様々な施策の進捗状況を把握するとともに、基本理念の達成に向けて効果の検証を行い、計画の見直しや施策の改善、充実につないでいく、PDCA（※1）サイクルを確立していくことが重要です。

毎年度、各事業の進捗状況等の把握、点検と目標達成状況の評価を行い、取り組みの改善につなげていきます。当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

（※1）Plan（計画）Do（実行）Check（評価）Action（改善）